

平成 1 2 年 定 例 第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 3 月 7 日

閉 会 平成 1 2 年 3 月 2 3 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成12年第1回
新得町議会定例会（第1号）

平成12年3月7日（火曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|----------------------|------------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| | | 諸般の報告（第1号） |
| | | 町長行政報告 |
| 3 | 議案第17号から 議案第35号まで | 町政執行方針並びに提出議案説明 |
| 4 | 報 告 第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 5 | 選 挙 第 1 号 | 選挙管理委員、同補充員の選挙について |
| 6 | 諮 問 第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 7 | 議 案 第 3 号 | 公平委員会委員の選任同意について |
| 8 | 議 案 第 4 号 | 介護保険円滑導入基金条例の制定について |
| 9 | 議 案 第 5 号 | 中山間地域活性化基金条例を廃止する条例の制定 について |
| 10 | 議 案 第 6 号 | 新得町林業構造改善事業協議会条例を廃止する 条例の制定について |
| 11 | 議 案 第 7 号 | 平成11年度新得町一般会計補正予算 |
| 12 | 議 案 第 8 号 | 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計 補正予算 |
| 13 | 議 案 第 9 号 | 平成11年度新得町老人保健特別会計補正予算 |
| 14 | 議 案 第 1 0 号 | 平成11年度新得町営農用水道事業特別会計補正 予算 |
| 15 | 議 案 第 1 1 号 | 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算 |

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|----------------------|-------------------------------|
| 16 | 議案第12号 | 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算 |
| 17 | 議案第13号から 議案第16号まで | 地方分権一括法に関する議案説明 |
| 18 | 意見案第1号 | 林政の基本問題に関する意見書 |
| 19 | 意見案第2号 | 酪農・畜産基本政策の確立及び畜産物価格等に関する要望意見書 |
| 20 | 意見案第3号 | 安心できる農業者年金制度等への再構築に関する要望意見書 |
| 21 | 意見案第4号 | 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書 |

会議に付した事件

会議録署名議員の指名
 会期の決定
 諸般の報告（第1号）
 町長行政報告

議案第17号から
 議案第35号まで 町政執行方針並びに提出議案説明

報告第1号 専決処分の報告について
 選挙第1号 選挙管理委員、同補充員の選挙について
 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 議案第3号 公平委員会委員の選任同意について
 議案第4号 介護保険円滑導入基金条例の制定について
 議案第5号 中山間地域活性化基金条例を廃止する条例の制定について
 議案第6号 新得町林業構造改善事業協議会条例を廃止する条例の制定について
 議案第7号 平成11年度新得町一般会計補正予算
 議案第8号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
 議案第9号 平成11年度新得町老人保健特別会計補正予算
 議案第10号 平成11年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
 議案第11号 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
 議案第12号 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議案第13号から
 議案第16号まで 地方分権一括法に関する議案説明

- 意見案第1号 林政の基本問題に関する意見書
 意見案第2号 酪農・畜産基本政策の確立及び畜産物価格等に関する要望意見書
 意見案第3号 安心できる農業者年金制度等への再構築に関する要望意見書
 意見案第4号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書

○出席議員（18人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川見久雄君 | 2番 | 藤井友幸君 |
| 3番 | 吉川幸一君 | 4番 | 千葉正博君 |
| 5番 | 宗像一君 | 6番 | 松本諫男君 |
| 7番 | 菊地康雄君 | 8番 | 齋藤芳幸君 |
| 9番 | 廣山麗子君 | 10番 | 金澤学君 |
| 11番 | 石本洋君 | 12番 | 古川盛君 |
| 13番 | 松尾為男君 | 14番 | 渡邊雅文君 |
| 15番 | 黒澤誠君 | 16番 | 高橋欽造君 |
| 17番 | 武田武孝君 | 18番 | 湯浅亮君 |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|----------|---|-------|
| 町 | 長 | 齊藤敏雄君 |
| 教育委員会委員長 | 長 | 高久教雄君 |
| 監査委員 | 員 | 吉岡正君 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|-------|---|-------|
| 助 | 役 | 鈴木政輝君 |
| 収入 | 役 | 清水輝男君 |
| 総務課 | 長 | 畑中栄和君 |
| 企画調整課 | 長 | 長尾正君 |
| 税務課 | 長 | 秋山秀敏君 |
| 住民生活課 | 長 | 西浦茂君 |
| 保健福祉課 | 長 | 浜田正利君 |
| 建設課 | 長 | 村中隆雄君 |
| 農林課 | 長 | 斉藤正明君 |
| 水道課 | 長 | 常松敏昭君 |
| 商工観光課 | 長 | 貴戸延之君 |
| 児童保育課 | 長 | 富田秋彦君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 老 人 ホ 一 ム 所 長 | 長 尾 直 昭 君 |
| 屈 足 支 所 長 | 高 橋 昭 吾 君 |
| 庶 務 係 長 | 武 田 芳 秋 君 |
| 財 政 係 長 | 佐 藤 博 行 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|-----------|
| 教 育 長 | 阿 部 靖 博 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 加 藤 健 治 君 |
| 社 会 教 育 課 長 | 高 橋 末 治 君 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 小 森 俊 雄 君 |
|---------|-----------|

○職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|---------|-------------|
| 事 務 局 長 | 佐 々 木 裕 二 君 |
| 書 記 | 桑 野 恒 雄 君 |

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成12年定例第1回の新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時01分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） ただちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、17番、武田武孝君、1番、川見久雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの17日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 2月4日、臨時第1回町議会以後の行政報告を行います。

2月8日と9日にかけて、懸案事項の要請ということで帯広保健所長、十勝支庁長、そして道の保健福祉部長ほかに、帯広保健所新得支所存続の要請をいたしております。

これは、さきに平成10年の4月1日、道立保健所の再編成によりまして、全道の45の保健所、1支所が、26の保健所に再編成されまして、その際、新得保健所も帯広保健所新得支所に格下げになったわけでありまして、しかし、その後2年を経過いたしまして、再度保健所支所の見直しという動きが出ておりますので、それらに関連をいたしまして議長と早速、関係方面に出向いて要請をいたしました。

2月11日にはウエルカムしんとくキャンペーンということで3日間、JR新得駅及び駅前におきまして、乗降客に対して本町の特産品の販売、あるいは町のPRをいたしたところであります。

また同じ日でありまして、開拓100周年事業の全国つけものバザールを農協女性部の生活よろず展に併せて開催をいたしました。全国8地区から25種類の漬物を集めて、たいへん好評のうちに終了をいたしております。

次ページであります。2月16日には救急医療班会議を開催いたしました。平成12年度のいわゆる当番医の協議をいたしております。新年度におきましても平成11年度と同様、地元2医院、清水町2医院の協力をいただきまして、空白日をなくして24時間の救急医療体制を構築できる見通しであります。

また、2月20日にはNHK杯争奪サホロ岳大回転競技大会及び全道サホロ岳大回転競技大会が開催をされております。

同じ2月20日でありまして、東京ふるさと新得会の総会、並びに創立10周年の記念祝賀会がございまして、議長とともに町内から9名の関係者が出席をいたしております。

また同じ日でありまして、厚生協会わかふじ寮主催によりまして、第1回目のきずなの郷の冬まつりが開催をされました。

4ページにまいりまして、2月の24日及び25日、これは新得・清水・鹿追3町の町長及び議長によりまして、さきほど申し上げました保健所の再編整備に対する陳情をいたしております。

この保健所は、もし再編されてしまいますと住民への影響が大であると。併せて、新得に保健所の支所が置かれている特殊事情というものを、説明しながら理解を求めてきたところでありまして、今後ともこの問題については注意深く見守りながら、今後必要な対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第3 議案第17号から議案第35号まで町政執行方針並びに提出
議案説明

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第17号から議案第35号までを議題といたします。

町政執行方針並びに提出議案の説明を求めます。町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 平成12年の第1回定例町議会が開催するにあたり、町政の執行方針を申し上げます。

昨年の国並びに地方財政を取り巻く情勢は、依然として景気の低迷による歳入不足が続いており、極めて深刻な状況にあります。

また、地方分権一括法が成立したことにより、いよいよ地方が自主自立に向かって歩み出すこととなります。

一方、本町においては、開拓のくわが降ろされて100年の大きな歴史的節目の年となり、保健福祉センター「なごみ」の完成、屈足さわやか団地分譲、身体障害者療護施設の建設、更に新得畜産試験場の再編整備に向け本格的な改築工事が進むなど、将来に向け大きく前進した年といえます。

今年、西暦2000年の歴史的節目の年と、本町にとっては開拓101年目のスタートの年であります。過疎、少子高齢化対策をはじめ、地方分権、介護保険のスタートなど解決を図らなければならない問題が多く、また、厳しい財政環境下の中であって、第6期総合計画を基本に、定住促進を図りながら、住民生活優先、地域振興を進めるための予算配分をし施策を講じてまいります。

以下、各分野ごとに申し上げます。

1. 保健・福祉・医療

戦後50年続いてきた社会福祉制度の基本的な枠組みが、大きく変わろうとしております。

この背景にあるのは世界に例をみない少子高齢化の進展、経済基調の変化、財政事情の悪化等であります。

具体的には、高齢者、障害者に対するサービスが「措置」から「契約」へと変わろうとしており、また、介護保険料や医療費の自己負担の見直しをはじめとして、新たな国民負担も出てきております。

このような時代の変化は、住民生活に大きな影響をもたらそうとしていますが、だれもが住み慣れた家庭や地域の中で、健やかに生き生きと安心して暮らすことができるための福祉施策をより充実させてまいります。

（1）保健

健やかな日々を送るための一つに日ごろの健康管理があげられます。自分の健康は自分で守るための啓発と、各種検診で異常が発見された後の事後指導についても、更に力を入れてまいります。また、本年度より眼底検査を加え、検診体制の充実を図ってまいります。

子育ての孤立化や、食生活・生活習慣の乱れが、子どもの成長・発達に影響を与えていると思われるので、心身ともに元気で育つよう関係機関と連携を持ちながら、育児相談を重点的に取り組んでまいります。

（2）福祉

介護保険が4月よりスタートしますが、65歳以上のかたの保険料につきましては、1か月2千600円を予定しております。負担あって介護なし等、住民の不安を少しでも解消するよう最大限の配慮をしております。

具体的には、介護保険制度定着支援事業としまして、デイサービス事業者に制度の発足時を十分考え経営支援を行うとともに、ヘルパー利用者全員には利用料負担の10パーセントを3パーセントに軽減いたします。

家族介護手当の制度化、ホームヘルパー2級養成講習補助など、在宅支援につきましては、地域介護、家族介護の重要性を考え支援を行ってまいります。

介護認定で自立となったかたの対策につきましては、福祉サービスを自己負担と整合性を図り、継続して受けられるようにしてまいります。

また、現在、町が実施しております各種の福祉サービスにつきましては、時代の背景等から敬老金をはじめ、その制度と内容を抜本的に見直しをしてまいります。

身体障害者療護施設につきましては、4月1日開設で準備を進めておりますが、施設入所者50名は6月末までに入所予定であります。また、町からの委託事業といたしまして身体障害者専用のデイサービス及びショートステイを実施いたしますが、状況に応じて身体障害者以外のかたの受け入れも進めてまいります。

ろうあ者専用緊急通報システムを、民間業者の協力を得まして全国で初めて導入を予定しており、町といたしましても支援してまいります。

社会福祉協議会につきましては、昨年10月から専任の事務局長を配置し、体制の強化を図り、介護保険、地域福祉などの担い手やボランティア団体との連携を図る事務局として、住民の福祉向上に貢献するものと期待しております。

幼児保育につきましては、昨年から常設保育所の閉所時間の延長や、緊急、一時的に育児が困難な在宅児家庭に対し「一時預かり保育」を試行いたしましたが、本年も継続することといたします。

子育て支援の一環といたしまして、「子育て通信」を発行し、地域との交流など幼稚園、保育所等の機能を有効に活用し、保育サービスの充実に努めてまいります。

(3) 医療

救急医療体制につきましては、清水町を含めた広域体制で、空白日をなくすことができましたので、本年度におきましても継続してまいります。

契約が切れやす新得診療所の取り扱いにつきましては、入院を前提に話し合いを進めています。しかし、開院までにはある程度の時間を要することも考えられますが、町民が安心して利用できる施設となるよう、更に努力をしてまいります。

国民健康保険制度は、町民医療の確保と健康保持増進に大きな役割を担ってまいりましたが、近年医療費は、高齢者の増加や高度医療技術の進歩などによって増加し、特に老人医療費は大きな伸びを示しております。その反面、国保会計は、高齢者や年金生活者などの加入者の占める割合が高く、新年度におきましても、高額になります。一般会計からの繰り入れを行い運営してまいります。

また、増え続ける医療費の適正化を図るため、町民の皆様にご国保会計の実態をつぶさにお知らせするとともに、レセプト点検、医療費通知や収納率の向上対策などを進めてまいります。

更に本町の医療費が、十勝管内で1番高いと新聞報道がされましたが、さまざまな取り組みの中から削減を目指し、加えて医療の適正受診に関する対策といたしまして、重複受診者に対する訪問指導をするなど積極的に取り組み、国保財政の健全な運営に努力してまいります。

新年度より介護保険制度が導入されますので、国民健康保険加入者の40歳以上65歳未満のいわゆる第2号被保険者の皆様には、現行の国民健康保険税の医療費分のほか、新たに介護保険分を加えた負担をお願いすることとしております。

2. 農林水産業

(1) 農業振興

昨年は、全道的に各作物の生育期に記録的な猛暑に見舞われ、最終的には、管内の全体農業生産額は、一昨年より落ち込むことが予想されております。しかしながら、本町におきましては、今まで最高の生産額が期待されております。これは、農家の皆様がたや関係機関の営農に対する熱心な取り組みや努力の成果と敬意を表する所であり、ありがとうございます。

畑作振興につきましては、昨年制定されました「新農業基本法」の趣旨に基づき、主要な農産物価格の市場原理が導入されようとしております。そのためには、良質で安全かつクリーンな作物の生産が重要であり、畜産農家との密接な連携のもとに健康な土づくりを図り、有機質の循環システムをつくるのが急がれています。

これらの支援策といたしまして、町独自の奨励補助の地力増進総合対策事業を引き続き実施してまいります。

また、年々規模拡大する畑作経営に対しまして、作業の効率化と労働力の軽減を図るため、本年も高性能農業機械導入に助成してまいります。

酪農振興につきましては、本町の過去5年間の出荷乳量の伸びは全道的にも突出しております。これは酪農家の皆様や関係機関の努力はもとより、公共牧場並びにレディースファームスクールの果たした役割が大きく、このような結果をもたらしたものと考えております。

新年度は、公共牧場にほ育牛舎を設置し、本格的にほ育から初乳牛までの一貫預託を行い、酪農家皆様の労働力の軽減を図ってまいります。また、今年、上佐幌地域に大規模な酪農共同経営の設立が計画されております。

町といたしましても、21世紀に向けた意欲的なチャレンジに対しまして側面的に支援してまいります。

肉牛関係につきましては、本町が乳用種肥育素牛の供給基地として、全国的に知名度があります。しかし、ここ数年個体価格が低迷し、経営利益を出荷頭数の増加や政府補てん金で賄うという厳しい状況であります。今後も輸入牛肉に対抗するため、肉牛市場の動向調査、技術講習会等に対しまして支援してまいります。

農業基盤及び農村環境の整備につきましては、本年度で高率補助の「21世紀パワーアップ道営草地整備改良事業」が完了いたしますが、引き続き新しい高率補助の代替事業を国、道に要望してまいります。また、その他の国営、道営の農業基盤整備につきましては、引き続き継続し屈足東1線の国営農地再編整備事業及び新得西1線の道営集乳道整備事業を重点的に施行してまいります。

団体営の農道整備につきましては、農村生活に密接かつ利用が高いものを優先して実施してまいります。

農業の担い手対策につきましては、レディースファームスクールが、今年で5期目に入りますが、全国各地から13名のかたが入校いたします。また、今年の4月から第4期修了生のうち7名のかたが、町内で農業の担い手として就職する予定になっております。

す。

新年度は、意欲ある就農希望者で、将来本町の農業の担い手となるかたが新規参入できるように、町独自の「新規就農者支援育成条例」を設け、新たな21世紀の担い手としての誘導策を進めてまいります。

トムラウシ地域のかたがたの数年来の要望でありました交流施設を新年度に建設し、都市住民との交流を積極的に進め、地域活性化の拠点施設として整備を図ってまいります。

農業後継者の花嫁対策につきましては、昨年は関係者の協力によりまして、2件が成婚し近年にない明るい話題となり、新年度も関係機関及び関係者のご協力により積極的に進めてまいります。

(2) 林業振興

本町は、国民全体の貴重な財産を保有している森林に囲まれた町であり、なかでも、民有林、町有林は守り育てる貴重な財産であります。これらの森林の生態系を保護し、健全な育林をするために、本年も森林の公益的機能を考えながら林業振興に努めてまいります。

特用林産物のしいたけにつきましては、イターン現象により、都会のかたがたが、本町でしいたけ生産に携わりたいという希望が増えています。しかし、現況は町内でのしいたけ生産ほ場の確保が困難でありますので、新年度は、町がしいたけ生産団地を用意して、多くのかたがたが効率よく生産ができる体制をつくってまいります。

(3) 水産業振興

昨年1月、サホロ湖、東大雪湖の漁業権の更新を受け遊漁開放による観光振興とともに、内水面漁業の振興に取り組んできたところであります。

サホロ湖、東大雪湖における夏季遊漁は、遊漁者数に若干の伸びが見られ、冬季遊漁では、24.4パーセントの伸びを見たところであります。特に解禁3年目となりました冬季遊漁のサホロ湖ワカサギ釣りは、2・3年魚を主体とした釣果が見られており、ふ化施設の設置による効果が徐々に現れてきたものと考えております。

新年度は、従来どおりの放流数を確保するとともに、放流時期についても昨年同様2回に分けて行うこととし、夏季、冬季の遊漁の対象となるふ化放流事業につきましては、新得町漁業生産組合に委託して実施してまいります。

3. 商工業

依然として続く経済不況下にあって、町内の建設関連業種におきましては、畜産試験場、身体障害者療護施設の大型建設工事が地元に必要な需要をもたらす、波及効果となって現れております。

しかし、商業を取り巻く情勢は、個人消費の伸び悩みや、帯広市周辺の大店、量販店への購買力流出など、依然として厳しい状況にあります。昨年は、地域振興券の交付や、本町では初めてのプレミアム付き商品券の発行に取り組み、地元の購買、消費への一助としたところであります。

事業主自らの創意工夫で不況を乗り切る体制をどう確立するかであり、町といたしましても、各種施策を実施し、商工業の活性化を進めてまいります。

4年目を迎える雲海酒造北海道工場では、近く実施される規制緩和を見越して増設に着手する計画であり、将来的には、現在の免許数量の6倍の増産を目指しており、順次増築等に着工される予定であります。更にフル生産に移行する際には、現在、産業廃棄物となっております醸造残さを、家畜飼料化するプラントの建設も行う予定であります。

従来からの中小企業融資、同利子補給などを継続するほか、新たに商工会が取り組む商店街活性化ソフト事業に対しまして、その経費を補助することといたしております。

商工会運営補助につきましては、従来どおり継続することといたしましたが、厳しい財政状況下におきまして、組織運営の改革を図るなど、自らの体制強化をお願いするところであります。

また、駅前北広場は、駐車場不足の解消について多くの住民から強い要望もあり、一部舗装を行い整備をして対応してまいります。

4．観光

長引く経済不況は、観光においても大きな影響をもたらしており、町内各施設、観光地の入り込み数は前年に比べ下回っているのが現状であります。

サホロリゾートは、親会社であります西洋環境開発の経営不振打開策の一環といたしまして、昨年8月からホテル、ゴルフ場、スキー場の運営管理の一切を加森観光出資の子会社であります、サホロマネジメントに委託しております。

現在、サホロリゾートでは、昨年落ち込みの多かったスキー客が回復傾向を示し、本州からの修学旅行生の増加、台湾からのツアー客の入り込み増などがあり、加森観光としての集客力がサホロリゾートにも好影響をもたらしているものと感じております。

また、サホロリゾート株式会社からは経営改善に対する協力の申し出があり、双方協議を重ねた結果、町ができる協力としまして、初期投資の回収が終わった総合体育館運営協力金の見直し、屈足柏町社員住宅の取得、狩勝高原開発株式会社の出資解消について合意をみたところであります。今後、西洋環境開発におきましてリゾート全体が継続する改善策が示されることを期待し、当面は経過を見守っていきたいと考えております。

国民宿舎東大雪荘は、前年に比べ約5パーセントの落ち込みとなっておりますが、集客を高める施策及び経常経費の圧縮に努めてまいります。

委託先であります株式会社トムラ登山学校レイク・インは、組織体制の見直しなど経営改善改革に取り組んだ結果、徐々にではありますが、その効果が現れてきております。収入は前年を下回っておりますが、経費の圧縮などで若干の増益をみております。

今後とも施設の持つ特性を生かした運営を求めてまいります。

5．労働

経済不況に伴い、多くの失業者が職を求める中、昨年秋3か年にわたる国の緊急地域雇用特別対策事業が制度化され、本町では初年度「介護保険制度導入準備作業」が採択され、延べ200人分の新規雇用創出をみたところあります。新年度は、3事業の採択が予定され、新規雇用創出は170人余りを予定しております。

このほか、勤労者福利厚生に対する補助を継続し、地域的な課題解決のため、関係機関・団体との連携のもとに労働対策に取り組んでまいります。

6．建設

道路関係の補助事業は、新規事業として、身体障害者療護施設の開設に伴う、旭町通道路整備と佐幌基線道道交差点北側のこう配緩和を実施いたします。

単独事業としては、1条通改良舗装ほか3路線の整備と北1丁目の歩道整備を実施し、道路維持では、継続1路線と新たに屈足東4条通ほか2路線の簡易舗装を実施いたします。

国の事業としては、旧拓殖鉄道の南新得こ線橋の撤去を含む町道本通との交差点改良事業に着手し、新年度は用地取得などが実施されます。

また、元町地区の歩道改修と南新得地区の舗装補修及び狩勝峠8合目の拡幅が継続して実施されます。

北海道の事業としては、夕張新得線7号踏切アンダーパス事業が本格的に工事が始まり、早期完成が望まれるところであります。

継続事業では、町道北新内線の道路改良が知事代行事業で実施されるほか、忠別清水線十勝ダム手前のスノーシェルターの延長とトムラウシ地区の落石防止対策が実施されます。

河川関係では、道施工の佐幌川局部改修工事及びペンケ新得川で砂防工事が継続して実施されます。

また、新得坂沿いで行われていたサカシタ川砂防工事及び広内川支流カツラ川砂防工事の流路工などの調査設計が実施され、佐幌川左岸公園地先では、堤防の拡幅など桜づつみの基盤整備事業が実施されます。

都市計画関係では、柏町公園、二条公園の再整備を継続して実施いたします。

道営中山間事業で昨年より整備を行っております佐幌川左岸公園は、トイレと園路の整備を行ってまいります。

町営住宅の建設は、昨年に引き続き東進団地で2階建2棟8戸、新生団地で2階建1棟4戸の計12戸を建設いたします。

既存住宅の整備につきましては、需要の多い浴室の整備を継続して行うなど住環境の改善を図ってまいります。

7. 生活環境

上水道事業につきましては、安心して飲める水を安定供給できるよう、浄水場に原水調整池と、ろ過池の増設を実施してまいります。

簡易水道・営農用水道の各事業につきましても、効率的な維持管理を行い、良質な水の供給に努めてまいります。また、営農用水道では、新たな水源確保のため調査を進めてまいります。

下水道事業につきましては、新清橋架け替えに伴う道道整備に併せ、雨水管と屈足地区緑栄団地の污水管の整備を実施してまいります。

昨年の火災通報受理件数は9件で、主な出火原因は人的なものであるため、住民の防火に対する意識をいっそう高めてまいります。

昨年の救急出動件数は、234件で、前年に比べ25件の減となっており、このことは、昨年の9月から救急医療体制の充実が図られたためと考えております。新年度は、救急救命士を2名採用し、現任者と合わせて3名体制とし、救急業務の高度化を図ってまいります。

9月1日の「防災の日」には、本町を会場に、西十勝消防組合総合防災訓練が関係機

関や住民の協力を得て実施されます。

昨年の交通安全運動は、全道的に「目指せワーストワン返上」を重点に、スピードダウンとシートベルト着用の推進を図る「SS運動」が、強力に展開されたところであり
ます。

本町におきましては、関係者の努力にもかかわらず、事故発生件数は24件と前年より2件増え、傷者数は50名となり、前年に比べ18名の大幅な増となっております。死亡事故ゼロの日2,652日を記録していました屈足地区において死亡事故が発生し、関係者の事故死ゼロの願いもむなしく昨年同様1名となり、いずれも増加傾向に歯止めがかかっていないのが現状であります。

新年度は、昨年同様交通事故死ゼロの重点目標を継続し、本年4月より着用が義務付けられますチャイルドシートの貸し付けを行い、次代を担う小さな命を守ってまいります。このほか、関係機関と連携し、交通安全運動を進めてまいります。

ごみ処理につきましては、昨年リサイクルセンターが完成し、これに併せて不燃ごみ排出の分別を細分化いたしましたので、今後とも町民皆様のご協力をいただきながら、限りある資源のリサイクル化やごみ減量化を更に進め、環境への配慮に努力してまいります。

また、ごみの減量化を進めるため、各家庭に普及を図ってまいりました簡易焼却炉は、煙害やダイオキシンの発生が心配されていますので、無償で回収し処理することにして
おります。

廃屋対策につきましては、全町公園化プランの基本構想によりまして、景観や生活環境の改善になるものを対象に廃屋解体撤去事業として、事業者に対し補助を行い、美しい街並みづくりが進むよう努めてまいります。

住民活動につきましては、町内会の活性化を進めるため運営補助金を増額し、その活動を支援してまいります。

また、多くの町民に夢基金を活用していただき、住民自らの創意工夫や発想がまちづくりの原動力になりますように努めてまいります。

更に各種団体からの強い要望がありました町有バスにつきましては、更新してまいります。

昨年、駅前に設置しました立体花壇は、新年度も花や緑に親しんでいただけるよう、花いっぱい運動事業として引き続き設置し、環境美化の意識向上と普及促進に努めて
まいります。

生活安全活動につきましては、昨年に引き続き生活環境の調査を行い、必要な改善策を関係機関及び団体等にお願
いし、犯罪と事故等の起きない、明るく安全で快適なまちづくりを進めてまいります。

8. 教育

来たるべき21世紀に向けて、環境問題、国際化、情報化の進展など社会の急激な変化に対応のできる人づくりが必要であります。

そのためには、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で自立し、たくましく生きる力を育てる生涯学習社会を築いていくことが重要であり、自ら学び創造する教育へと、生涯学習の観点に立って、学校教育と社会教育との連携をよりいっそう深めながら教育行政を推進してまいります。

なお、具体的には、教育委員長から申し上げます。

9．広報広聴

広報紙は、これまでB4判のサイズで作成してまいりましたが、新年度からA4判に変更するとともに、写真の一部をカラー化し、より親しまれる広報紙を目指してまいります。

なお、平成11年度の北海道広報コンクールにおきまして、本町のカレンダーと広報ビデオがそれぞれ入選を果たしたところであります。

インターネットのホームページにつきましては、随時内容を更新し、充実させてまいります。

広聴関係につきましては、「こんにちは町長です」や「エプロン座談会」などの懇談会や「まちづくりレター」を引き続き実施してまいります。

10．行財政

「人が生き人がやすらぐ光と大地のまちづくり」をテーマとした第6期総合計画は、平成8年度に始まり、本年は前期計画の最終年次を迎えることとなります。

今回から、従来実施しておりました5年ごとに基本構想を策定する方法を改め、第6期総合計画の基本計画と実施計画の後期計画を策定してまいります。

本町の懸案事項につきましては、関係者皆様のご協力により順次解決されてきております。その主なものにつきまして申し上げます。

農林部門では、畜産試験場再編整備の3年目となり、4月から「北海道立畜産試験場」に名称を改め、道内畜産試験のセンター施設として新庁舎での業務が開始され、職員も150名規模になる予定であります。

また、新年度は、肉牛舎や交流施設等の建設が行われる予定であります。

建設部門では、主要道道夕張新得線の事業実施を引き続き要望していくとともに、高速道路につきましても、関連施設が本町に設置されるよう要望してまいります。

企業誘致につきましては、北洋銀行が中心となって設立しました、ベンチャー企業向け投資事業組合「道民ファンド」の対象となった事業者が、本町で事業を実施する場合に優遇策を講じる、ベンチャー企業向け助成制度を創設いたします。

また、現行の地域振興事業補助要綱を大幅に改正し、企業が立地しやすい魅力ある制度に改正してまいります。更に、特命大使や金融機関等からの情報を入手するとともに、インターネットを活用し、PRに努めてまいります。

定住対策につきましては、昨年大きな反響をいただきました、屈足「さわやか団地」の第2次分譲として、旭町4丁目に27区画の宅地造成を実施いたします。価格は、昨年同様、坪当たり5千円台で、5月には分譲予約受付開始をいたします。

また、新たに民間の賃貸住宅の建設に対しまして助成制度を設け、民活の促進により本町の住宅供給を増やし、定住化に結びつけてまいりたいと考えております。

入札制度につきましては、入札の透明化、情報公開の一環などとして、予定価格の事後公表を4月より試行いたします。また、事前公表につきましては、メリットなど今後とも研究を重ねてまいります。

次に財政について申し上げます。

町税につきましては、前年度当初予算と比較して2.3パーセント減で計上いたしま

した。

個人町民税は、事業所得の減少により0.53パーセント減となります。

また、法人分は国の法人税率の引き下げに伴い、5.8パーセント減の見込みであります。

固定資産税は、一般分で、土地、家屋の評価替えと償却資産の減価償却により7.7パーセントの減となりますが、北電などの配分資産が0.8パーセントの微増となりますので、全体では3.5パーセントの減となります。

地方交付税につきましては、普通交付税を前年度当初比2.3パーセント減の36億2,245万3千円を見込んでおります。

また、町債につきましては、前年度当初比24.8パーセント減の4億6,660万円を見込んでおります。このうち69.9パーセントは、国の財源補てんが見込まれる予定であります。

財産貸付料の見直しにつきましては、普通財産の貸付料率を非営業については4パーセントを5パーセントに、営業用は6パーセントを7.5パーセントに改め、向こう5年間で段階的に値上げをし、財源の確保を図ってまいります。

歳出につきましては、経常経費の節減を図りながら、さきほどから申し上げております重点事業を優先に、事業の緊急度、事業効果を考慮し計上しております。

この結果、一般会計では、78億672万7千円で前年度当初に比べ3.8パーセント減額の予算編成といたしました。

また、特別会計では、新たに介護保険特別会計を設置し、前年度当初に比べ26.7パーセント増額の27億6,988万4千円となっております。

結び

以上、各般にわたり、平成12年度の町政執行方針を申し上げましたが、これら執行にあたりましては、限られた財源をより有効に活用し、高度・多様化する行政需要にこたえながら、活力に満ちたまちづくりに全力を尽くす所存であります。

社会経済情勢は、依然として低迷が続き、国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況であります。

地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、市町村の自主性、自立性が問われることとなり、また、市町村合併は地方自治の根幹に触れる大きな問題であり、将来にわたる地域の在り方や、町民の生活にも直接影響を及ぼすことが予想されますので、メリット・デメリット等の情報を町民皆様に等しくお知らせしながら、慎重に対応してまいります。

地方分権、介護保険導入と大きな節目の中、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、更に知恵を出し合い、住民福祉の向上を最優先に、行政の推進に努めなければなりません。

新年度も間近に控え新時代の21世紀に向かって全力を挙げて、町政に取り組んでまいります。

議員各位のお力と、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時5分までとさせていただきます。
（宣告 10時51分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開をいたします。
（宣告 11時05分）

議長（湯浅 亮君） 教育行政方針について説明を求めます。教育委員会委員長、高久教雄君。

〔教育委員会委員長 高久教雄君 登壇〕

教育委員会委員長（高久教雄君） 平成12年定例第1回町議会が開催されるにあたり、所管いたします教育行政の執行方針について申し上げます。

第16期中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について」の答申を受けた文部省は、一昨年、文部省令で、平成14年度施行の新学習指導要領を告示したのをはじめ、昨年6月には、その新学習指導要領の一部を新年度から実施できる移行措置を告示し、7月には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に伴い、青年学級振興法の廃止を含む21本の文部省関係法律の改正が行われ、より具体的な整備が進められているところでございます。

また、8月には「日章旗」を国旗とし、「君が代」を国歌とする国旗及び国歌に関する法律が公布をされました。

21世紀を1年後に控え、社会のさまざまな急激な変化が進む中であって、教育においては時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、創造力や自立心おう盛な心豊かで思いやりのある、たくましい人づくりが求められております。

そのためには、本町の恵まれた自然や歴史、文化を生かし、町民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと学び続け充実した生活を送ることができるよう、教育行政を進める必要があります。

教育委員会といたしましては、国や北海道の教育改革の動向を見据えながら、新たに制定いたしました新得町教育目標に示された教育理念実現のため、新得町第6期総合計画と第2次新得町社会教育中期計画を基本に、学校教育と社会教育を積極的に推進するとともに、当面する諸問題に適切に対応しながら、諸般の施策を進めてまいります。

更に、現行の第2次社会教育中期計画につきましては、策定以来5年目となり、改定の時期となったことから、新年度で検討することといたします。

以下、各分野ごとに申し上げます。

1. 学校教育

（1）教育改革と教育活動の充実

平成14年度からの学校完全週5日制と新学習指導要領への円滑な移行に向け、現行の指導要領のもと、新しい学習指導要領の趣旨を実現するため新年度から移行措置がスタートします。

具体的には「道徳」と「特別活動」は全面実施。「総合的な学習の時間」の新設、授業時間の弾力化、各教科の内容の一部削除と前倒し実施を取り組むこととなります。

町教育目標の改定を機会に、各学校の教育目標の見直しを進め、個性を尊重し、自ら考え学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を重視し、正義感や公正さ、思いやりの心が育

ちたくましく生きていくための心の教育を基本に、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら幅広く連携を図り、今日的な教育課題に取り組み、自立した児童生徒を育てる教育活動を目指してまいります。

新設された総合的な学習の時間に対応した外部講師謝金をはじめ、教材教具などの消耗品、備品の充実を行い、特色ある学校づくりを推進してまいりますとともに、小学校の教科書が全面改訂となりますので、教師用指導資料を整備いたします。

また、屈足小学校で管内12会場の1つとして、第49回全道へき地複式・併置校教育研究大会が開催されますので、支援してまいります。

町教育研究所におきましては、総合的な学習の時間や社会教育部門、社会体育部門と連携した人材登録制を積極的に推進し、活用を奨励するとともに、コンピューターの効果的利用を図るための講習会の開催や、郷土読本や福祉読本を活用した教育の実践など、学校が抱える諸課題に積極的に取り組みます。

学校の存続と都市と農村との交流を図る山村留学事業は6年目を迎え、地域を挙げての取り組みもあり、豊かな自然の中で親子が楽しみながら学ぶ場となっております。

しかし、全国的に実施する学校の増加、また本来の趣旨と異なる一時的な家族転居型の希望者が増加する傾向もあります。

学級減が予想された上佐幌小学校は、昨年、地域のご協力により受け入れた親子での1名の留学生の継続により、引き続き新年度も3学級維持の見込みでございます。富村牛小中学校では、継続希望される1世帯4名の留学生と、新規に1世帯1名の留学生を受け入れることといたしております。今後も両地域との連携をよりいっそう深めながら、引き続き支援をしていきたいと思っております。

特殊教育では、心身に障害のある児童生徒の適切な就学に努めるとともに、通級制となっております、ことばの教室での言語指導の趣旨を啓発し、早期治療に努めてまいります。

また、「杉の子学級振興資金」の運用利息は、屈足南小学校の特殊学級備品に活用させていただきます。

児童生徒のスポーツ活動では、中体連などの各種大会で好成績を収め後輩に大きな目標と自信を与えております。新年度において中学校ではクラブ活動がなくなりますが、部活動やスポーツ少年団活動を通じて、心身ともに健全で豊かな心や、たくましい精神力を持つ児童生徒の育成に努めてまいります。

国旗及び国歌の法制化は、国民に新たな義務を課するものではありませんが、教育委員会といたしましては、学校現場において、国際社会に生きる日本人を育成するため、21世紀を担う子どもたちに、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てることが重要であることから、学習指導要領に基づき適切に実施されるよう、各小中学校を指導してまいります。

(2) 学校施設・設備などの整備

昨年に引き続き、校舎の雨漏り対策を重点に、新得小学校、屈足南小学校校舎の屋根塗装、屈足中学校体育館屋根補修並びに上佐幌小学校、屈足中学校校舎の屋上防水工事を実施してまいります。

年次計画で進めておりますコンピューターにつきましては、新得中学校のパソコン機

器の更新を実施し、情報教育の充実に資することといたします。

そのほか、主なものとしては、新得小学校では特別教室のカーテンの更新、屈足南小学校にはソーラーシステムの撤去と給湯設備の改修、屈足小学校は放送用アンプの更新、富村牛小中学校は廊下内壁の改修をいたします。新得中学校では教室黒板の改修と、印刷用輪転機の更新を図ります。教員住宅につきましては、内部改修や下水道排水設備工事、屋根の塗装、補修工事を年次計画で進めてまいります。

(3) いじめ、不登校などへの対応

児童生徒にかかる問題行動は、残念ながら全国的に深刻化し、更に低年齢化する傾向にあります。幸いなことに本町では今のところ関係者のご協力により、凶悪事例の発生はありませんが、更に予防対策に努めてまいります。

いじめ問題については、どこでも起きるとの認識のもとに、家庭、学校、地域社会が一体となった未然防止に取り組む必要がございます。

また、不登校問題は、複雑に絡み合った要因を個々に緩和解決することが必要となりますので、教育相談機関と連携し、児童生徒の立場で適切な指導、助言に努めてまいります。

更に、最近では学級崩壊の問題も指摘され、その実態や原因を明らかにする調査研究が緒に就いたところでございます。

学校では、児童生徒一人ひとりが楽しく学び、生き生きと活動できることが基本であり、個性を尊重し、他人を思いやる豊かな心、生命の大切さ、自立心を育て、生きる力を育てる心の教育を重視するとともに、基本的人権の尊重、道徳教育の充実などに力を入れてまいります。

子どもが人として形成される基本は家庭環境にあります。校内カウンセリング体制を確立するとともに、児童生徒と教職員の信頼関係を深めながら集団への適応力を養い、自ら学校生活を送ることができるよう指導に努めるとともに、「心の教室相談員」を継続設置してまいります。

また、社会教育で新設する子育て相談員による相談会や学習の機会を提供しますので、役立てていただきたいと考えております。

(4) 特色ある新得高校づくり

中学卒業者が減少傾向の中、北海道教育委員会は、3月末を目標に、中長期の展望に立った高校配置の在り方をまとめる見込みであり、教育計画推進会議は「9間口以上の大規模校の解消や3間口以下の小規模校の統廃合など、高校再編の基準」を中間報告いたしました。

新得高校につきましては、各種の振興策が徐々に実を結び、新年度も町内外から定員を超える出願がありますが、入学者や地元進学率などにより統廃合か存続かを見極めるとの見解もあることから、今後も予断の許さない状況であります。

今後も新得高校振興会や地域との連携をより緊密にし、引き続き定員確保と地元進学率の向上、特色のある学校づくりのために、なおいっそうのご理解とご協力をお願い申し上げます。

(5) 教職員の研修、資質の向上など

学校教育の充実のためには、直接児童生徒の教育に携わる教職員の資質向上が不可欠であります。特に、今回新設された総合的な学習の時間への対応など、教職員一人ひとりの学校観の転換、意識改革、そして連携と協力が求められております。

更に特色ある学校教育を創造するには、校長のリーダーシップが発揮されるべきであり、教育委員会も地方分権と規制緩和の中で学校の自主性自律性を尊重しながら、取り組みを支援していかなければならないと考えます。

教育者としての情熱や広い社会的視野に立った教育実践を培うためには、教職員の自主研修の奨励、校内研修の充実、指導主事の活用、初任者研修など各種研修事業への積極的参加を進めるとともに、いじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の問題や、危機管理などの実践的指導力の向上にも努めてまいります。

また、国の緊急地域雇用対策事業を活用し、教職員のためのコンピューター臨時講師の学校派遣を計画いたしております。

2．社会教育

社会変化の激しい時代では、その変化に対応し、町民一人ひとりが自発的に生涯学習への関心を高め、学習活動、文化芸術活動、スポーツ活動を支援する環境や条件を整備する必要があります。このため施設、設備の充実など社会教育をよりいっそう推進してまいります。

平成8年度から5か年計画の第2次社会教育中期計画が本年度最終年次となりますので、次期計画を策定し、引き続き計画的に推進する指針といたします。

少子化、核家族化により家庭の教育力の低下が課題となっておりますので、新たに相談員を委嘱して相談会の実施、幼・少年期のしつけや家庭教育の講演会を開催して子育てを積極的に支援してまいります。

開拓100周年記念事業で行われました花笠音頭のパレードが契機となり、郷土の舞踊を推進する機運が盛り上がっておりますので、浴衣の購入に対する助成を行います。幅広く活用し、町民主導の地域興し、地域イベントの活性化に貢献するものと期待をしております。

文化芸術の振興については、その拠点であります町公民館、新内ホール、さわやかホールなどの施設機能を生かした文化事業の提供に努めます。

平成元年度から隔年実施しております、姉妹町五ヶ瀬町との少年少女使節団交流は、15名の小・中学生を派遣し、民泊を中心とした第7回目の相互交流を実施いたします。

また、友好都市の東根市から、よさこいチームの派遣要請がありますので、派遣経費の一部を助成し交流事業を行います。

町民大学は、多くの講師のかたがたに支えられ、町民の学習機会の提供に大きく貢献をしてまいりました。これからの情報化、国際化、高齢社会などニーズに対応した生涯学習の充実に努めてまいります。

昨年、屈足地区の国営農地再編整備事業の道路改良工事のため、2か所で埋蔵文化財の発掘調査を行いました。新年度は出土品の石器・土器、約2,800点の整理作業を行い、報告書を作成いたします。

3．社会体育

健康と生きがいを求め、町民だれもがスポーツに親しめる環境づくりのため、施設設

備や指導体制を充実し、生涯にわたるスポーツ活動の支援に努めてまいります。

本町発祥の軽スポーツであるフロアカーリングは、大手スポーツ用品業者にも取り扱っていただき、徐々に全国に広まっておりますので、今後もいっそう普及活動を推進してまいります。

昨年完成いたしましたスポーツ芝生広場は、サッカー団体に大好評をいただいております。新年度には、帯広サッカー協会から各種大会を開催したいとの依頼もあり、積極的に誘致してまいります。

また、2002年サッカーワールドカップの公認キャンプ地として、昨年9月に立候補しておりますが、5月から6月にかけてワールドカップ日本組織委員会が現地視察を行い、認定を決定することになっておりますので、これらの推移を見ながら誘致活動の具体的な対応を検討してまいります。

スポーツ合宿事業につきましても、施設整備とともに実業団、大学ともに増加しており、合宿の中から日本を代表する選手の誕生をうれしく思います。宿泊施設などの課題を抱えておりますが、これからも積極的な誘致活動を進めてまいります。

4．社会教育施設

課題となっておりました町公民館の暖房設備については、全館を温水暖房に改修し、特に大ホールについては騒音・温度むらを解消して、静かで快適に利用いただけるようにいたします。

サホロリバーサイド運動広場パークゴルフ場は、町外のかたを含め多くのかたがたにご利用をいただいております。新年度は、国道38号線に案内看板を設置するほか、コース内の枯れ枝の除去、あずま屋の防風雨対策など、よりいっそう施設の充実に努めてまいります。また、開設期間も4月29日から10月29日までに延長して、利用者の要望にこたえてまいりたいと思います。

平成8年度から年次計画で造成しておりましたランニングコースは、実業団や大学陸上部の合宿をはじめ、町内外のランニング愛好者に喜ばれております。新年度は、最終年次としてサホロリバーサイド運動広場と佐幌川左岸公園に造成したコースをつなぎ、総延長約4.5キロメートルの全面芝のコースを完成させます。また、新たにコースに沿った植栽に着手、更に魅力アップに努めます。

新得運動公園陸上競技場は、現在の300メートルトラック、400メートルスケートリンクに加え、ソフトボール場2面、練習用400メートルトラック3コースと、多用途に対応できるよう改修し、ナイター設備も充実し夜間も有効に活用できるようにしたいと思います。

また、野球場についても改修工事の設計費を計上し、改修計画を検討いたします。

利用の多い町民体育館裏の焼肉ハウスは、床面や焼肉炉などの改修を行い、更に80席ほど増築し利用者の利便の向上に努めてまいります。

町営温水プールビーバーは、各種講座や主催事業の充実に図り、利用者の増加と管理経費の節減に努めてまいります。

5．図書館

昨年改修したすこやか会館の視聴覚室と書庫、新しくなった移動図書館車を積極的に活用して、利用者へのサービス向上に努めるほか、屋根の改修工事を行い施設の保守管

理対策を行います。

6．学校給食

学校給食は、学校における児童生徒の健康教育の一環として充実に努めてまいりました。

今日の児童生徒は、栄養の偏りや不規則な食生活、運動不足などによる肥満、貧血、集中力の欠如など健康上の諸問題が指摘され、栄養バランスのとれた食事の提供はもとより、望ましい食習慣の形成や集団での食事を通して好ましい人間関係の育成及び体験的な活動の展開などが求められております。

学校給食は食事という生きた教材から、食に関する自己管理能力の基礎を培うことなど、学校給食に寄せる期待は大きいものがあります。

給食費は、平成9年度に改定いたしました。その後、国の財政構造改革により、主食の学校給食用米の値引き措置が昨年度廃止され、新年度では、牛乳の値引き措置の補助制度の年度途中改正が予定され、年間飲用日数の増加がない場合には、補助がなくなる見込みとなっております。

新年度では、食材などの内容の吟味と創意工夫をしながら現行の給食費で実施してまいります。平成13年度からご負担いただく給食費の適正な改定に向け検討を加えることといたします。

施設整備としては、昭和59年8月改築以来の設備のため、老朽化の著しい高圧蒸気配管及び貫流ボイラーの更新、熱交換型連続ブロー装置の設置、温水暖房配管の改修を実施してまいります。

今後も、食材、調理作業などの衛生管理に心掛け、食中毒予防対策に努めるなど、いっそう衛生面に配慮してまいります。

結び

以上、平成12年度の教育行政の執行にあたっての主要な考え方について申し上げましたが、関係者一同全力を傾け、本町教育の発展向上に努めてまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、説明を終わりたいと思います。

[教育委員会委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これをもって、町政執行方針並びに提出議案の説明を終わります。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第17号から議案第35号までの議案については、議長を除く17名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第35号までの議案については、議長を除く17名の

議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決しました。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、報告第1号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配付してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） ないようですので、これをもって報告第1号は終結いたします。

日程第5 選挙第1号 選挙管理委員、同補充員の選挙について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、選挙第1号、選挙管理委員、同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によって決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については議長において指名することに決しました。

それでは、指名推選は選挙管理委員と、補充員を別々に行いたいと思います。

選挙管理委員に、相馬治郎氏、柴田信子氏、和田隆史氏、原貴行氏の各氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の各氏を、選挙管理委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました相馬治郎氏、柴田信子氏、和田隆史氏、原貴行氏の各氏が選挙管理委員に当選されました。

続いて選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理委員の補充員に1番、小里良子氏、2番、小田昭彦氏、3番、小野洋子氏、4番、飯山清司氏の各氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の各氏を選挙管理委員補充員の当選人とすることと、補充の順序はただいま指名いたしました、1番、小里良子氏、2番、小田昭彦氏、3番、小野洋子氏、4番、飯山清司氏の各氏の順と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、小里良子氏、2番、小田昭彦氏、3番、小野洋子氏、4番、飯山清司氏の各氏が、選挙管理委員補充員に当選されました。補充員の順序も指名順と定めることに決しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新得町西1条北2丁目6番地、柴田みね子さん55歳を推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

柴田さんは平成4年から新得町土地開発公社理事、民生・児童委員ほか多くの福祉関係団体の理事を務め、人格、識見とも高く、適任と存じます。

なお、任期は平成12年6月1日から平成15年5月31日までの3年間であります。以上説明を終わりますが、よろしくお願いを申し上げます。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(湯浅 亮君) ただいまの出席議員数は全員であります。議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、10番、金澤 学君、11番、石本 洋君、12番、古川 盛君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、10番、金澤 学君、11番、石本 洋君、12番、古川 盛君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案は人権擁護委員の候補の推薦について推薦することを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じ順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び、賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

金澤 学君、石本 洋君、古川 盛君、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 17 票、

そのうち有効投票 17 票、

無 効 投 票 0 票、

有効投票中 賛成 16 票、

反対 1 票、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は推薦することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第7 議案第3号 公平委員会委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第3号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第3号、公平委員会委員の選任同意について、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき、新得町2条南4丁目4番地、中村幸一さん60歳を引

き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、中村幸一さんは、前任者の残任期間がこの3月18日任期満了となるものであります。ご同意についてよろしくお願いを申し上げます。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(湯浅 亮君) ただいまの出席議員数は、18人ありますが、議長を除くと17人あります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、13番、松尾為男君、14番、渡邊雅文君、15番、黒澤 誠君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、13番、松尾為男君、14番、渡邊雅文君、15番、黒澤 誠君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

議長(湯浅 亮君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案は公平委員の選任について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じ順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

議長(湯浅 亮君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

松尾為男君、渡邊雅文君、黒澤 誠君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

| | |
|----------|--------|
| 投 票 総 数 | 1 7 票、 |
| そのうち有効投票 | 1 7 票、 |
| 無 効 投 票 | 0 票、 |
| 有効投票中 賛成 | 1 6 票、 |
| 反対 | 1 票、 |

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩します。13時より再開とさせていただきます。
(宣告 11時57分)

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時01分)

日程第8 議案第4号 介護保険円滑導入基金条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第4号、介護保険円滑導入基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、浜田正利君。

[保健福祉課長 浜 田 正 利 君 登壇]

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第4号、介護保険円滑導入基金条例の制定についてご説明申し上げます。

1ページをめぐっていただきたいと思います。提案理由といたしまして、本年4月1日からの介護保険制度施行に伴い、第1号被保険者である65歳以上のかたの保険料を軽減するにあたり、相当分が国より臨時特例交付金として平成11年度予算で補てんされます。

この交付金について、基金で受け入れるために本条例を制定するものです。なお、この交付金の算出根拠の中には、軽減に要する事務費についても算入されております。

元に戻りまして、条例本文について特徴的なところのみご説明申し上げます。

第2条の基金の額であります。今回の補正予算において計上しております、6,500万円を予想しております。なお、最終的に額が確定するのは今月下旬というふうに言われております。

その次のページにまたいきます。第6条の基金の処分であります。同条第1項第1号、第2号の目的のために、平成12年度から14年度までの3年間にわたり取り崩すこととなります。

他の条文については、他の基金条例と同様のとおりでありますので、省略をさせてい

ただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。また、この取り崩しが完了することにより、平成15年3月31日をもって、基金条例の効力を失うものであります。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本 洋君。

11番(石本 洋君) 私も不勉強だからあれなんです、この附則で失効という言葉を使っていますね。だいたい条例やなんかで、こういう失効という言葉を使うことがあるのかなという感じがするんですが、失効ですとこれ確実な期間がくれば失効ですよと。

ただ、15年3月31日までは適用するというような言い方をすると、その時期に適用期間の延長ということも出てくるわけですが、その辺はどうなんでしょう。

議長(湯浅 亮君) 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長(浜田正利君) 条例の定め方自体の問題かなと思うんですけども、取りあえず国等で示されているのは、こういう条例の具体化だということが基本で示されているんですけども、条例の性格自体からいうと、今、石本議員が言われたようにこの負担軽減、保険料軽減については間違いなく時限立法ということなものですから、そういう意味では基金の本来の目的がその時点で失われるということで、今回この失効ということで、附則でうたったということになります。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 中山間地域活性化基金条例を廃止する条例の制定 について

議長(湯浅 亮君) 日程第9、議案第5号、中山間地域活性化基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。農林課長、斉藤正明君。

[農林課長 斉藤正明君 登壇]

農林課長(斉藤正明君) 議案第5号、中山間地域活性化基金条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、下段のところに記載しておりますけれども、当条例

が平成12年3月31日で効力を失うため本条例を制定するものでございます。

なお、当条例は中山間地域に属する本町の農業をはじめとして、産業の活性化を図るため設置したもので、基金の額は1,470万円。国3分の1、道3分の1、新得町3分の1ということで、4年間で主にレディースファームスクールの運営基金にあたったものでございます。

条文に戻りまして、中山間地域活性化基金条例、平成8年条例第13号は廃止する。

附則として、この条例は平成12年4月1日から施行するものでございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

[農林課長 齊藤正明君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 新得町林業構造改善事業協議会条例を廃止する 条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第10、議案第6号、新得町林業構造改善事業協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。農林課長、齊藤正明君。

[農林課長 齊藤正明君 登壇]

農林課長(齊藤正明君) 議案第6号、新得町林業構造改善事業協議会条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、下段のほうに記載しておりますけれども、本町林業構造改善事業の完了に伴い、本条例を制定しようとするものであります。また、十勝管内市町村で構成する、十勝地区林業構造改善推進協議会も、平成10年度に解散しております。

条文に戻りまして、新得町林業構造改善事業協議会条例、昭和43年条例第18号は廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[農林課長 齊藤正明君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成11年度新得町一般会計補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第11、議案第7号、平成11年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政輝 君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第7号、平成11年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億376万2千円を追加し、予算の総額を84億6,910万円とするものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表の繰越明許費。

第3条、債務負担行為の追加及び変更、第4条、地方債の追加及び変更は、それぞれ第3表、債務負担行為補正及び、第4表、地方債補正によるものでございます。

今回の補正は年度末でもございますので、歳入歳出ともに事業の完了等に伴う予算の執行残や不用額、並びに歳入の整理を各款全般にわたり行っております。

20ページ歳出をお開き願います。主なものについてご説明いたします。

もう1枚めぐりまして、22ページに移りまして、2款、総務費の財産管理費では、17節、公有財産購入費で、屈足地区に株式会社サホロリゾートが所有する、社宅1棟及び土地を購入するため、新たに予算を計上しております。

財政調整基金費では、備荒資金組合の任意納付金を計上しております。なお、運用益の配分率は約2パーセント程度と、かなり高い率が見込まれるものであります。

23ページ企画費では、地方生活バス路線維持補助金を新たに計上し、住民活動費及び交通安全対策費では寄附をいただきましたので、町連合町内会補助金の増額及び交通安全対策用備品購入費を計上しております。

30ページをお開き願います。

3款、民生費の福祉対策費では、20節、扶助費で実績見込みによりそれぞれ整理をしております。

31ページに移りまして、25節、積立金ではさきほどご審議いただきました、介護保険円滑導入基金を設置し、積み立てを行うものであります。なお財源としては全額国庫補助金を見込んでおります。

32ページに移りまして、老人ホーム費の18節、備品購入費では、寄附をいただきましたので施設用の備品購入費を増額しております。

35ページをお開き願います。

6款、農林水産業費の農業振興費では、19節、負担金補助及び交付金で地力増進総合対策事業のうち、有機質還元事業補助金を実績により増額しております。

また北海道元気づくり事業につきましては、道補助金が増額されたことに伴い補正をしております。

38ページをお開き願います。

農村総合整備事業費の13節、委託料では、国営農地再編整備事業換地業務についての、資料作成委託料を新たに計上し、また、19節、負担金補助及び交付金では、国の2次補正を受け、道営南新得地区集乳農道整備事業の負担金を増額しております。

なお、財源につきましては、全額補正予算債を見込んでおりますが、後年度元利償還金の80パーセントが、交付税に算入される有利な起債であります。また、この事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めないために、繰越明許費により計上しております。

42ページをお開き願います。

8款、土木費の道路新設改良費では、15節、工事請負費で佐幌基線改良事業を新たに計上しております。これは、国の2次補正を受け道道帯広新得線と、佐幌基線との交差点付近によるこう配の緩和及び、交差点部分の拡幅を行うものであります。

なお、財源につきましては、事業費の2分の1を国庫補助金、残りの2分の1に補正予算債を見込んでおり、さきほど説明のとおり起債と同じ有利な起債であります。また、この事業につきましても、年度内に事業の完了が見込めないために、繰越明許費に計上しております。

44ページをお開き願います。

10款、教育費の事務局費では21節、貸付金を入学資金の借り入れ希望者の増により増額をしているほか、25節、積立金では寄附をいただきましたので、青少年育成基金積立金を計上しております。

46ページ中学校費の教育振興費、47ページ社会教育費の公民館費、そして49ページ体育振興費ではそれぞれ寄附をいただきましたので、18節、備品購入費におきまして、屈足中学校の図書購入、公民館用備品及び体育振興用の備品購入費を計上しております。

49ページ、公園・スキー場管理費では、19節、負担金補助及び交付金で新得山スキー場管理運営に伴う赤字補てん分として、狩勝寿事業団補助金を増額しております。

50ページをお開き願います。

11款、公債費では平成7年度債として借り入れを行った地域総合整備事業債の繰上償還金を新たに計上しているほか、平成10年度債の借入条件、借入日等の変更による利子の確定及び、一時借入金利子を実績見込みにより減額をしております。

さきほど22ページのところで、財産管理費公有財産費では、サホロリゾートが所有すると申し上げましたが、株式会社西洋環境開発でございますので、ご訂正をお願いいたします。

8ページに戻りまして、歳入をご説明いたします。

1款、町税ではそれぞれ確定見込みにより補正をし、5款、ゴルフ場利用税交付金から、9ページ、12款、使用料及び手数料では利用者の実績見込みにより整理をしております。

10ページから11ページにかけての、13款、国庫支出金では民生費補助金において介護保険円滑導入臨時特例交付金を、土木費補助金においては佐幌基線改良事業補助金、その他につきましては、今年度事業費の実績見込みにより補正をしております。

11ページから14ページにかけての、14款、道支出金では、13ページの民生費補助金において、道の地域政策補助金として保健福祉センター整備事業補助金が新規に採択されたため計上し、その他は、今年度事業費の実績見込みにより補正をしております。

14ページから15ページにかけての、15款、財産収入では各基金の利子を見込みにより、また、財産売払収入で十勝アドベンチャークラブのアウトドアスポーツ関連用地、雲海酒造北海道工場の工場施設用地などの売り払いにより、土地売払、建物売払収入を増額しており、また、有価証券売払収入として狩勝高原開発株式会社、株式売払収入を計上しております。

なお、各基金の利子につきましては、歳出の各款にわたり積立て及び財源移動の補正をしております。

15ページから16ページにかけての16款、寄附金では交通安全推進用としてラリーチームカンサーから、町内会活動用として高橋定子氏から、老人ホーム用として匿名のかた及び帯広市の倉野光行氏から、社会教育振興用として北栄道路株式会社から、屈足中学校図書購入用として富山県の桜井千代乃氏、鈴木聖氏、欣二氏から、青少年の健全育成用として岩野建設株式会社から、スポーツ振興用として匿名のかたから、それぞれ寄附がありましたので補正をしております。

17款、繰入金では今回の補正の財源調整のため各基金繰入金の補正をしております。

17ページ、19款、諸収入では実績見込みによりそれぞれ補正をしております。

18ページから19ページにかけての、20款、町債では今年度の各事業の事業費確定等によって、許可予定額としてそれぞれ補正をしております。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費では、翌年度に繰り越しして使用できる予算を定めるもので、道営公共牧場整備事業ほか2事業について、今年度中に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を計上しております。

5ページ、第3表、債務負担行為補正では、追加として自然体験交流施設にかかる実施設計委託料を変更といたしまして、4件の債務負担行為について補正をしております。

6ページ、第4表、地方債補正では、本通整備事業債及び一般公共事業債を追加しているほか、各事業費の確定等により、それぞれ限度額の変更をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川幸一君。

3番(吉川幸一君) こんだけあるのに、だれも手を挙げなかったらやっぱりちょっと一つぐらいは聞いてみないといけないかなと。

予算を計上してですね、ゼロっていうのが何点かございます。10ページの高齢者在宅生活支援事業、それから自助具の給付事業、子育てサポート推進事業、また総務課でいけばですね、特別職の報酬等審議会委員ゼロ、予算を計上してこれは故意にやらなかったのか、事情があってやらなかったのか、取りあえずご説明を願いたいと思います。

今言った3点。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） お答えいたします。

今、1点目の指摘については10ページの社会福祉費補助金の段の、高齢者在宅生活支援事業ということですがけれども、これについては当初、国、道のそれぞれの応分の負担でということで予算措置をしていたんですけれども、全額、国の部分が道のほうに振り替わりまして、道補助金がそれ相当分増えてございます。

それからもう1点が、12ページの自助具給付事業ですがけれども、これについては結果的に給付を希望するお客さんがいなかったということで、補助のほう落としました。

私のものは2点でございます。

議長（湯浅 亮君） 児童保育課長、富田秋彦君。

児童保育課長（富田秋彦君） お答えいたします。

13ページの道補助金の民生費補助金ですが、この関係で子育てサポート推進事業、これが補助金ゼロということになったわけですが、これはさきほど町長の執行方針でも申し上げておりましたけれども、実施はしておりますがこれは対象人員というのがありまして、これが1日平均3人以上と、こういうことになっておりまして、今年、通年を通しまして延べで60人の実績でございました。

したがって、この補助対象にまで達しなかったというようなことからですね、補助金については対象外という扱いになったものですから、ゼロということになりました。以上です。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） 20ページの特別職報酬等審議会委員の執行がゼロなわけですが、それについてご説明いたします。特別職の報酬審議会につきましては、現在の経済情勢、財政状況、また管内の開催状況とを勘案いたしまして、値上げを前提に諮問するのは難しいということで開催いたしておりませんので、今回、減額してゼロにいたしております。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 前にもそのような理由を内々で聞いてございます。

ただ、やっている町村はございました。新聞に出ております。行政の判断でもって、難しい、難しくないって判断がどこで下されるのか、報酬審議会っていう審議会を開催してですね、そこで下されるんなら、私も納得するかなって思うんです。

今の情勢を判断したら値上げすべきでない、それから現状維持だと。またあるいは、議員はその働きによって下げるべきだとか、いろんな答申が出てくるんでないかなって思うんです。

いちおう当初の新年度予算でこのように計上して、未だなおかつ、よその町村でやっていたときに、報酬審議会を開かないってというのはですね、私は行政の間違いじゃないかなと思っておりますが、再度ご答弁お願いしたい。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

報酬審議会を管内で開催した町村は、たしか1町村あるかなというふうに思ってますが、その開催状況というか結果と申しますか、管内のそれ以外の町村については開催していない状況ですので、トータルとしてこの経済情勢の中では値上げは難しいんでは

ないかと。過去に諮問をしている場合は値上げを前提に諮問をいたしておりますので、その辺を判断いたしまして開催をいたしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） ご理解すれって言ったらですね、理解はしているんです。理解はしているんだけど、やっぱり報酬審議会はきちんと開くべきだ。行政の判断ではなくして、町民の判断にゆだねるべきだと私は思っているんです。

そこら辺を考慮に入れて今後、来年、報酬審議会を平成12年度で開くのか、この予算額計上するのかわかっていう問題点もございまして。ご答弁お願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えいたします。

ご指摘の件でございまして、審議会条例の設置の項目がございまして、たしかにそういった点、理解できるわけですが、基本的にはこの審議会を開くためには町長が周囲の状況を見極めて必要があるという場合について諮問をするかたちをとっています。それを受けて、報酬等の審議会の皆さんが検討されているということになりますので、第一段階では、町長の諮問が最初ではないかと思っております。

いろいろ他町村でもそういった報酬等が値上げということになりますと、その時点で町長が判断をさせていただいて、改めて審議会に諮問をしていきたいとこう考えております。

当分、今までの状況を見てきますと、予算の計上につきましては、やはり他町村の例、全道的な例も見極めなければならんということもございまして、取りあえずは当初予算の中に計上すると、必要があれば執行するということになるかと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） この補正の中で最初の予算に比べて、増えて喜ばしいもの、喜ばしくないもの、減って喜ばしいもの、喜ばしくないものいろいろあるわけですが、特に今後のこともありますのでその理由をお聞かせ願いたいと思っておりますけれども。

33ページ、衛生費の負担金補助金、救急医療対策140万円ほど減っております。今のところ穴はあいていないはずなんですけれども、これが減った理由をお聞かせ願いたいと思っております。

それから41ページ、観光費、国民宿舎管理費でもって1,500万円ほど減ということで、売り上げの減に比例して減ということなんですけれども、これもいちおう社会情勢とはいいながら、内部的なものが関係していないのかどうか理由をお聞かせ願いたいと思っております。

それから次に50ページ、町民温水プール管理費ということで、需用費の中で光熱水費で100万円の減ですけれども、これも減れば減るほどにこれはいいことだと思うんですけれども、この理由をお聞かせ願いたいと思っております。

それからちょっと戻りまして申し訳ございません。36ページで牧場の使用料ということで減っているんですけれども、これも理由をお聞かせ願いたいと思っております。以上です。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） それでは最初に33ページの救急医療のほうについてお答えいたします。

当初予算においては、365日空白を埋めるということで予算措置をしてました。しかしですね、4月以降やはり空白日がありました。結果として365日を埋めるということで埋まったのは9月なもんですから、4月から8月いっぱい分について精算をした結果、減額ということになりました。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、貴戸延之君。

商工観光課長（貴戸延之君） 2点目の国民宿舎の関連でご説明申し上げたいと思います。菊地議員のおっしゃられるとおり、入り込み客がここ数年、下降傾向を示しております。本年度1月現在で93パーセントから95パーセントぐらいの落ち込みになっております。

そうした中で予算編成の時点では、前年実績というようなかたちで計上いたしておりましたけれども、それに対する95パーセントというようなかたちで見込みまして減額をしたところでございます。

ただ、こういった傾向があってここ数年続いておりますので、経常経費の圧縮、あるいは帯広方面からの冬場ですね、日帰りの誘客とかいろんな方法を講じまして、いちおう収益のほうは前年並みを確保しているというような実態でございます。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 町営温水プール管理費の需用費、光熱水費の100万円の減額の理由でございますが、これは全額電気代でございます。流水プールですね循環ポンプをですね使わないときには止めるとかですね、あるいはそれぞれの汚れた状態を見ながら、ろ過の装置を小刻みにですね運転するというようなことで、当初の見込みよりもこれだけの減額に至ったものでございます。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 36ページの牧野運営費の牧場使用料の件でございますけれども、1,800万円ほど減になっておりますけれども、放牧のほうでは間違いなく実績が下がりがちで、延べにして約2万6千頭の減、それから舎飼いにつきましても、だいたい1万3千頭ほど、これ延べ頭数でございます年間の、見込まれております。

原因はですね、ここ数年来ホルスタインにF1っていうんですか、黒毛和種をつける傾向がございまして、それがもろにですね、ホルスタインの預託頭数に反映したのではないのかなと考えております。

頭数的には町内はそんなに減っておりませんので、おそらく産まれたホルスタインの比率がそんなに高くなかったのかなと、そういうことで考えております。

議長（湯浅 亮君） 1番、川見久雄君。

1番（川見久雄君） 42ページの土木費の中の15節、工事請負費ですけれども、これは場所としては半田商店の所なのかなっていうふうに思うんですけれども、実は北から南に向かっていきますとですね、右手側がたいへん見通しが悪いわけなんですけれども、この工事請負費の中にそういったものも含まれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

さきほど助役がご説明したとおり、道道帯広新得線から北側に向かいまして、上佐幌小学校の方に向かいまして216メートルのこう配緩和でございまして、現在5.2パーセントほどこう配がございまして、それが工事によりまして2.7パーセント、約半

分くらいまでのですねこう配になるものですから、今現在、北側のほうから走ってきまして道道が見えないわけでございますけれども、この工事によりまして十分見通しが利いてですね、こう配も変わることで、交通安全には相当貢献するのではないかと考えております。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 31ページですね、町長の今年度の執行方針というのもありましたけれども、28節ですね、繰出金でありますけれども、国保会計事業ですね、これは当初の、後ほどまた国保でやると思いますが、当初のですね、ここに繰り入れるか金がですね、1.5倍強になっているんですね。

打ち出の小づちはないんですから、執行方針でもおっしゃっていましたが、これらですね解決策っていいですか、こういったものについてお聞きしたいと思います。

それから47ページですね、社会教育総務費のうちの1節の青少年問題協議会それから、19節の負担金補助金、勤労青年のですね国内研修、いずれもゼロに減額されておりますけれども、これどういう計画になかったのか、それとも計画したけれども実施できなかったのかですね、お聞かせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） 私のほうからお答えいたします。

今現在、国保財政がかなり繰り入れ多いということで、私ども危くしているところなんですけれども、今現在ですね内容の分析を進めてます。具体的にいきますと病院から上がってくるレセプトについて、どういう傾向にあるのかということで、少しずつ今進めています。今現在、可能性の問題かなと思うんですけれども、人と、やはり多受診といきますか、やはり同じ病気で複数か所の医療機関を渡り歩くというかたも中にはいらっしゃるようです。

ただこれが実際、重い病気でかなり患者さん自身が不安ということもあって、そういうふうになるのかなと思うんですけれども、その辺のコミュニケーションをですね、保健婦含めて一件一件やれば、多少違った数字が今出てくるかなと思って予想してますので、その辺から少し手をつけていってみたいというふうに考えています。

後はですね、さきほどいった全般的な分析が終わらないとなんともいえませんけれども、手始めにそういうところからと、そういうふうに考えてます。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） 47ページの社会教育総務費の青少年問題協議会でございますが、これは特にですね大きな問題が今回なかったということもございまして、それから各機関の長のかたもですね、日程も調整できなかったというようなことの時期も逸したという事情もございまして、本年度は開催いたしておりません。

2点目の勤労青年国内研修の関係でございますが、これは西部4町で共同で南阿蘇の青年と交流するというような事業でございますが、私どもいろいろと各青年にあたったわけですが、たまたま参加者が得ることができなかったというようなことで、本町については不参加ということで減額させていただいております。

議長（湯浅 亮君） 6番、松本諫男君。

6番（松本諫男君） ちょっと勉強不足で分からないんですけれども、13ページの農林水産業費補助金ということで、2節の農業振興費補助金、水田営農推進交付金というものは、どういうものでどういうものに使われているのか、ちょっとご説明お願いし

ます。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 今、水田転換で現在、奨励金をもらっているところがございますけれども、そうでないところにもこの補助金きておりましてですね、いちおう追跡調査ということの、過去のですね水田の追跡調査ということで、事務費おりておりますけれども、一般的な農政事務ってということですか、そういうことで使っております。

特にこの水田地域ってということで、特に水田農家にどうだのこうだのということではございません。水田転換の補助用途は切れておりますので、切り離して一般事務費でございます。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第12、議案第8号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木 政輝 君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第8号、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,745万1千円を追加し、予算の総額を6億1,886万7千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、総務費から8ページ5款、保険事業費では今年度の医療費及び事業費の実績見込みによる補正及び財源移動を行っております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款の国民健康保険税及び、2款、国庫支出金及び、3款、療養給付費交付金では、今年度の決算見込みにより補正をしております。

なお、国庫補助金では薬剤一部負担金補助事業費にかかる補助金を新たに計上しております。

5ページの7款、繰入金では、今回の補正の財源調整として一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木 政輝 君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 9 号 平成 11 年度新得町老人保健特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 13、議案第 9 号、平成 11 年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木 政 輝 君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第 9 号、平成 11 年度新得町老人保健特別会計補正予算、第 1 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 7 1 3 万 9 千円を追加し、予算の総額を 12 億 2, 3 2 3 万 6 千円とするものでございます。

6 ページ、歳出をお開き願います。

1 款、医療諸費では今年度の医療費及び審査支払手数料の実績見込みにより補正をしております。

4 ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

歳入につきましても、今年度の医療費等の実績見込みに伴い、それぞれの款で補正をしております。

なお、諸収入では第三者行為返還金を新たに計上しているほか、一般会計繰入金はこの補正の財源調整として減額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木 政 輝 君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平成11年度新得町営農用水道事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第14、議案第10号、平成11年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第10号、平成11年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算の総額を2,365万5千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

1款、事業費では上佐幌営農用水流量調査解析業務委託料の執行残を整理しております。

4ページの歳入に戻りまして、1款、使用料及び手数料では、水道使用料の超過料金を実績見込みにより増額しております。

2款、繰入金では今回の補正の財源調整として、一般会計繰入金を減額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 平成11年度新得町簡易水道事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第15、議案第11号、平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第11号、平成11年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明を申し上げます。

5 ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は財源移動のみでございます。

4 ページの歳入に戻りまして、1 款、使用料及び手数料では、水道使用料の超過料金を実績見込みにより増額しております。

2 款、国庫支出金では本管移設工事に伴う国庫負担金を事業実績により減額しております。

3 款、繰入金では今回の補正の財源調整として、一般会計繰入金を減額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 12 号 平成 11 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 16、議案第 12 号、平成 11 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第 12 号、平成 11 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第 4 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,322 万 5 千円を減額し、予算の総額を 4 億 3 8 2 万 6 千円とするものでございます。

第 2 条、地方債の変更は第 2 表、地方債補正によるものでございます。

6 ページ歳出をお開き願います。

1 款、事業費では事業費等の確定による執行残及び不用額の整理をしております。

7 ページ、2 款、公債費では、平成 10 年度分長期債の借入条件等の変更により利子が確定しましたので、減額しております。

5 ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1 款、分担金及び負担金、2 款、使用料及び手数料では、今年度の実績見込みにより増額し、4 款、繰入金では今回の補正の財源調整として一般会計繰入金を減額、7 款、町債では下水道管きょ工事の実績により減額しております。

3 ページに戻りまして、第 2 表、地方債補正では事業費の確定に伴い、公共下水道事

業債一般分の限度額を変更しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号から議案第16号まで地方分権一括法に関する
議案説明

議長(湯浅 亮君) 日程第17、議案第13号から議案第16号までを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中 栄和 君 登壇]

総務課長(畑中栄和君) 議案第13号、手数料条例の制定について、議案第14号、普通河川管理条例の制定について、議案第15号、都市計画審議会条例の制定について並びに議案第16号、地方分権の推進を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、地方分権一括法に伴い関係する法令等が改正されたことにより、条例の整備を図るものでございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[総務課長 畑中 栄和 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これをもって提出議案の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第13号から議案第16号までの議案については、議長を除く17名の議員をもって構成する、地方分権一括法に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第16号までの議案については、議長を除く17名の議員をもって構成する、地方分権一括法に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

日程第 18 意見案第 1 号 林政の基本問題に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 18、意見案第 1 号、林政の基本問題に関する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第 1 号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 19 意見案第 2 号 酪農・畜産基本政策の確立及び畜産物価格等に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 19、意見案第 2 号、酪農・畜産基本政策の確立及び畜産物価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第 2 号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 20 意見案第 3 号 安心できる農業者年金制度等への再構築に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 20、意見案第 3 号、安心できる農業者年金制度等への再構築に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第 3 号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 21 意見案第 4 号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 21、意見案第 4 号、季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、3月8日から3月15日までの8日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月15日までの8日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 14時00分）

第 2 日

平成12年第1回
新得町議会定例会（第2号）

平成12年3月16日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|----------------------|------------|
| | | 諸般の報告（第2号） |
| 1 | 議案第17号から 議案第35号から | 一 般 質 問 |

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一 般 質 問

○出席議員（18人）

| | |
|----------------|-------------------|
| 1 番 川 見 久 雄 君 | 2 番 藤 井 友 幸 君 |
| 3 番 吉 川 幸 一 君 | 4 番 千 葉 正 博 君（早退） |
| 5 番 宗 像 一 君 | 6 番 松 本 諫 男 君 |
| 7 番 菊 地 康 雄 君 | 8 番 斎 藤 芳 幸 君 |
| 9 番 廣 山 麗 子 君 | 10 番 金 澤 学 君 |
| 11 番 石 本 洋 君 | 12 番 古 川 盛 君 |
| 13 番 松 尾 為 男 君 | 14 番 渡 邊 雅 文 君 |
| 15 番 黒 澤 誠 君 | 16 番 高 橋 欽 造 君 |
| 17 番 武 田 武 孝 君 | 18 番 湯 浅 亮 君 |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 齊 藤 敏 雄 君 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 高 久 教 雄 君 |
| 監 査 委 員 | 吉 岡 正 君 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------|-----------|
| 助 役 | 鈴 木 政 輝 君 |
| 収 入 役 | 清 水 輝 男 君 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総 | 務 | 課 | 長 | 畑 | 中 | 栄 | 和 | 君 |
| 企 | 画 | 調 | 長 | 長 | 尾 | 正 | 正 | 君 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 秋 | 山 | 秀 | 敏 | 君 |
| 住 | 民 | 生 | 長 | 西 | 浦 | 茂 | 茂 | 君 |
| 保 | 健 | 福 | 長 | 浜 | 田 | 正 | 利 | 君 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 村 | 中 | 隆 | 雄 | 君 |
| 農 | 林 | 課 | 長 | 齊 | 藤 | 正 | 明 | 君 |
| 水 | 道 | 課 | 長 | 常 | 松 | 敏 | 昭 | 君 |
| 商 | 工 | 観 | 長 | 貴 | 戸 | 延 | 之 | 君 |
| 児 | 童 | 保 | 長 | 富 | 田 | 秋 | 彦 | 君 |
| 老 | 人 | 一 | 長 | 長 | 尾 | 直 | 昭 | 君 |
| 屈 | 足 | 支 | 長 | 高 | 橋 | 昭 | 吾 | 君 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 武 | 田 | 芳 | 秋 | 君 |
| 財 | 政 | 係 | 長 | 佐 | 藤 | 博 | 行 | 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 | 君 |
| 学 | 校 | 教 | 加 | 藤 | 健 | 治 | 君 |
| 社 | 会 | 教 | 高 | 橋 | 末 | 治 | 君 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 | 君 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

○職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 裕 | 二 | 君 |
| 書 | | | 記 | 桑 | 野 | 恒 | 雄 | | 君 |

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

（宣告 10時00分）

諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 議案第17号から議案第35号までを議題とし、これに関する一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 15番、黒澤 誠君。

[15番 黒澤 誠君 登壇]

15番（黒澤 誠君）

1. 地方分権による市町村合併について

西暦2000年の第1回定例議会、私は地方分権による市町村合併について町長の考え方をお尋ねしたい。

去る2月14日の新聞報道で、道の市町村合併推進要綱検討委員会で、十勝管内は9つのパターンが示されました。

新得町は芽室・清水と新得及び、鹿追・清水・新得の2とおり、これには国道、道道で役場が40キロメートル以内と明記されております。これで日常生活圏の形成、行政サービスの向上が図られるとは、私は思いません。町長はどのように考えておられるのかお尋ねしたい。

[15番 黒澤 誠君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまの質問にお答えをいたします。

道は分権社会に備えた体制整備と、行政効率化などを目的に、2月14日に市町村合併パターンについて、公表いたしましたところであります。その内容は、人口規模や自治体間が約1時間で到達できる距離、生活圏などを基準に組み合わせられております。

ご承知のとおり十勝管内は、9類型が示されまして、本町は隣接している町村で一つの生活圏を形成している地域として、鹿追町・清水町又は、清水町・芽室町との組み合わせとなっております。この合併パターンでまいりますと、行政面積が約1,900平

方キロメートルと大阪府や香川県に匹敵する面積となるのであります。

これは、最も住民に身近な基礎的自治体といたしましては広大すぎ、一自治体の適切、公正な行政圏の執行可能な範囲を超えていると言わざるを得ないと思います。また、集落間の最大距離が約100キロメートルを超えると、極めて遠隔の関係となりまして、まちづくりを進めるうえで住民意識の一体感を醸成することは、不可能に近いものがあります。

更に各市町村間では、財政構造や行政改革への取り組みなど、現状においては大きな差異があるのではないかと考えております。そうしたことから合併パターンによっては、住民の理解を得ることが至難な場合も考えられるところであります。

町政を執行するものとしては、どのような時代背景にあっても、住民本位のまちづくりで、住みやすい安心して暮らせる、将来に展望のもてる町を目指していかなければならないと考えております。

今、合併が叫ばれる中で、本町では道内でいち早く庁舎内に行政課題研究会を発足させまして、検討を開始いたしておりますが、長期的な視野に立ち今後の国、道の推移、また全国の自治体の動きなどを総合的に、かつ、注意深く見守りながら誤りのない判断をしていくことがたいせつだと考えております。

町民の皆様には、今後、的確な情報提供を行いながら、町民の皆様とともにこの問題を考えていきたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 15番、黒澤 誠君。

15番(黒澤 誠君) この合併するにあたってですね、いったいどのようなメリットがあるのか。またデメリットはどのようなのか、これは町民は非常に興味持っているわけですが、その点をひとつ明確におっしゃっていただきたいなと、このように思います。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) ただいまもご答弁申し上げたかと思っておりますけれども、そうしたひとつの県に匹敵するような区域で行政を執行していくということは、これは住民の皆さんがたの隅々までにですね、行政サービスをどう確保していくかということになりますと、非常に大きな問題が出てくると考えております。

そこで、今回の合併の問題がなぜ出たかという背景を考えてみますと、やはり国家財政が、ご承知のように400兆円を超える累積負債と。そしてまた地方も200兆円を超える地方債を抱えておりまして、そうした面から近年の景気低迷が非常に長く続いておりまして、そうした中でいわゆる税収の確保ができないと。したがって、合併をすることによって、いろんな合理化をその中に求めていると考えております。

そういたしますとその合理化の反動というものは、少なからず住民にも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念されるところであります。

またこの、合併をした場合あるいはしなかった場合に、国の地方に対する財政措置がですね、どう変わってくるかということが、今なかなかその先をですね、見越すことができないという状況にあります。

いずれにいたしましても、今、国家財政、地方財政とも置かれている現実がありますので、したがってこれから先の市町村の財政というものは、いろんな面で厳しさを増してくることは間違いないと考えております。

その際に、合併をした場合としなかった場合の、その財政上の格差がどうついていくかと、ここが極めて大事なところであります。

したがって私どもといたしましては、これから先の全体的な動き、あるいは全国の町村会なり北海道町村会、あるいはその自治体そのものがどう動いていくのか、そういうものをやっぱり見極めていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、そのメリットをこの合併によってどう見出ししていくかということも含めてですね、庁内の行政課題研究会の中で検討させておりますけれども、なかなかそのメリットを見出ししていくのが、私らの現況では難しいものがあるのではないかと、むしろそうした行政サービスの面でデメリットのほうが多すぎるのではないかとこの感触を持っております。

議長（湯浅 亮君） 15番、黒澤 誠君。

15番（黒澤 誠君） これはいずれにせよこの問題は避けて通れないことであります。町民の理解がいちばんたいせつであります。その対策といたしまして、いっそう対策を強めていただきたい、このように思いますのでよろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま黒澤議員ご指摘のとおりでありまして、これは合併促進特例法という法律に基づいて、これは議論されていっているわけでありまして、したがって、私どももこの問題から逃れることはできないと考えております。

したがって、まず合併という問題を町民の皆様がたと一緒ですね、一回受け止める必要があるのではないかと。そのうえで合併を避ける道があるのかですね、あるいは広域で、その前にですね、関係町村間で広域連携をとっているんな面での見直しのできる面、多々あるのではないかと考えておりますので、将来的にそうした町の歳入というものが、どうしても減少は避けられないという現実がございますので、それ以上にどういうふうにしてそうした逃げ方といたしまししょうか、目減りする以上に、その逃げる方法といたしまししょうか、そうしたものをやはり十分検討してみる必要があるのではないかと考えております。

したがって、私どもはこれから合併とはいったいなんなのかを含めて、町民の皆様がたに多くの情報を提供しながらともにこれを考えていきたいと、そして誤りのない最終的な判断なり選択をしていく必要があるものと考えているところであります。

議長（湯浅 亮君） 5番、宗像 一君。

[5 番 宗 像 一 君 登壇]

5番（宗像 一君）

1．屈足市街地の歩道対策の経過と今後の取り組みは

私は屈足市街地の歩道対策について2点ほど質問させていただきたいと思っております。

本町の将来に向けて、また、未来をつなぐ安定した生活基盤をもとに屈足地域の振興策として屈足地域に対する検討委員会も設けられ、真剣に推し進められていることには敬意を表したいと思っております。

その成果あって定住対策、持ち家施策として格安による緑町団地の6戸、更には大きな反響を受けた屈足さわやか団地の完売、引き続いてのさわやか第2次分譲地の造成計画、また4月1日に開設される身体障害者療護施設屈足わかふじ園と、21世紀に向け

て屈足にとって明るい見通しであり、感謝いたすところであります。

私の調べによると、昨年10月末日現在の65歳以上の本町の人口は1,783人で、全体の23.7パーセントであります。そのうち屈足の割合は農村を含めて547人と30.7パーセントであります。また、40歳から64歳までのかたが第2号被保険者として介護保険料を納められますが、本町のその年齢層人口は2,718人と調査されております。

これら高齢化に向かうときに、生活優先のまちづくり、高齢者が安心して暮らすまちづくりとして、どうしても屈足本通の歩道対策は避けることのできない問題であり、住民の最も重要な課題であると思うのでございます。それぞれのご答弁の中で、土木現業所と協議されているということをご承知しているところですが、今までの経過をお伺いしたいと、また今後どのような進め方を考えておられるかお尋ねしたいと思っております。

次には屈足わかふじ園に通じる屈足21号通の歩道対策であります。入所者は車いす利用者でありまして、しかも自立しているかたが多いと伺っております。運動公園に通じる道路はご配慮いただきましたが、表玄関から道道本通に至る21号通も現在北側には歩道があっても、段差もあり心配されるわけでございます。私はぜひその南側に新たなバリアフリー歩道対策の進めを、ここでご検討いただきたいと思っております。

先日、文教福祉常任委員会で屈足わかふじ園の視察をさせていただきましたが、施設の入所者はさきほども申したとおり、車いす対応で約70キログラム前後の重量のある電動式車いす利用者が20パーセントから30パーセント、他に手動による車いすも入所者の30パーセントから40パーセントいると申されました。50人中30人のかたは自立者で、だんだんとこれから車いすも増えていくだろうということが予想されるということでございます。

平均年齢40歳後半から50歳前半ぐらいと申されてもおりました。肢体不自由者以外に障害のある入所者も看護員やらボランティアの世話で、地域の行事には大いに参加させたいということも申しておりました。一般住民との交流のためにも、更には商店街の経済効果も非常に大きな期待感が持てると思っております。

このほかに施設側の要望は車いすでも気軽に利用できる商店、また公共施設であってほしいと願っております。21号通の歩道対策はなんとか早い時期に進めていただきたいと思っておりますが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

[5番 宗 像 一 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) ただいまの屈足市街地の歩道対策の経過と、今後の取り組みについてお答えをいたします。

第1点目の道道忠別清水線の歩道対策でありますけれども、現在の歩道幅員は両側とも平均で約1.5メートルとたいへん狭く、以前からその拡幅と現況幅の中での改修の両面について検討を行いながら、帯広土木現業所に強く整備を要望してきたところであります。

しかし最近になりまして、今お話しございましたように屈足地域に身体障害者療護施設の開設と併せまして、さわやか団地の分譲が開始され即日完売をし、早くも住宅の建設が進んでおり、今後も加速度的に進むことが予想されまして、屈足市街を取り巻く環境が大きく変化してきたと考えております。

こうしたことに伴いまして、定住人口が増加し、またアウトドアスポーツ等の交流人口などの大幅な増加が予想されますので、これらの新たな事情を説明しながら、従前にも増してその実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

次に2点目の屈足21号道路の歩道対策でございますが、現在は北側のみ幅員1.5メートルの歩道が設置されております。ご承知のように、身体障害者療護施設が開設されそうした車いすのかたがた等の通行量の増加が予想されますので、南側にも歩道の設置が必要になると考えております。このため、その整備手法につきまして既に検討を進めているところであります。

更に、身体障害者療護施設から診療所やあるいはご指摘ございました商店街へのアクセスする旭町1丁目通を含めまして、歩道のバリアフリー化を計画しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 5番、宗像 一君。

5番(宗像 一君) ただいまのご回答いただきまして私の意図とする質問にたいへんご理解いただいているなということで、再質問は控えさせていただこうかなと思っております。関係機関との兼ね合いもあり、非常にご苦勞をされると思っておりますが、なにぶんひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

ご承知のとおり屈足市街地も今申し上げましたけれども、非常にもとの駅前通もまた旭町通と、歩道対策がお粗末であると思っているんです。そこで交通安全上、また事故の起きぬ前にですね裏通りの検討もひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の21号通も歩道対策のご検討が、もうだいぶ進められておられるようでございますが、それがいつごろから実施にさせていただけるのか、その点をお聞かせいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) まず1点目の屈足基線につきましては、屈足市街のメイン通りでありまして、商店街もたくさん張り付いておられます。したがって、この商店街の歩道整備というのは、地域の皆さんがたにとっても長年の懸案事項でありますし、私ども町の立場にとっても、なんとしてもあそこの整備を少しでも早くかけられるように努力をしていきたいということで、今日までも努力をしまいたったわけでありまして。

さきほど申し上げましたとおり、新しい屈足のですね都市計画といいましようか、町の様子が変わってまいりましたので、そのことを一つの突破口にしながら、なんとか交通安全対策の観点を含めた道路整備が可能になるようなですね、そうした働きかけを今後強めていきたいと。できるだけ早く着手に向けてですね、努力をしていきたいと思っております。

ご承知かと思っておりますが、道の財政も恒常的に財源が不足しているというふうな状況下にありますが、しかし屈足地域の置かれている状況というものを十分ご理解をいただきながら、より積極的にですね、取り進めていただくようお願いをしていきたいと思っております。

ただ、考え方といたしましては非常に長大路線でもありますし、また工事費もかなり高つくように聞いておりますので、かなり時間がかかりながらもですね、やはり早く着手をしていただくということが大事だと、このように私ども認識をいたしております。

それからバリアフリー等の道路の整備をいつごろかということではありますが、屈足の

療護施設はこの4月からオープンであります。したがって、その施設周辺の道路の整備を含めて商店街とのアクセス道路もございまして、これも事業費もそこそこにかかるわけであります。財政状況全体を勘案しながら、ご要望にお答えできるように少しでも早くですね、これが整備されるように努力していきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 2番、藤井友幸君。

[2番 藤井友幸君 登壇]

2番（藤井友幸君）

1．新得町第6期総合計画について

私は平成12年に新得町議会定例第1回の開催にあたり2項目4点について質問をいたします。

第1項目目の質問事項であります。第6期総合計画についてであります。町長は新得町行政執行の最高責任者として町政全般にわたり、その執行に日夜努力されることに敬意を払うものであります。また、2期目任期は後1年数か月となっております。そして最近の社会情勢は、長引く景気低迷の中、急テンポで変わりつつあります。

行政関係について申し上げますと、いうまでもなく地方分権一括法の施行、介護保険制度のスタート、町村合併等大きな問題が出てくる状況であります。町長は平成9年7月2期目のとき6つの柱と44の政策をして「ほっとするそんなまち新得町をつくります」と言っております。このような考えをもとに総合計画が作成されたものと理解をしております。

そこで第1点目の質問であります。総合計画の前期の事業の実施状況についてはどのようになっているか、第2点目は未実施事業の今後の対応についてであります。また3点目は総合計画にない事業についてであります。

2．各種委員会、審議会、協議会等の委員について

次に2項目目の質問であります。新得町の各種委員会、審議会、協議会等の委員についてであります。行政執行上、必要とされて各種委員会、審議会、協議会等が設置されておりますが、社会情勢、経済情勢等の変化により、それらの委員定数についてどのように考えているか、町長の所信をお伺いいたします。以上よろしく申し上げます。

[2番 藤井友幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。第6期総合計画は、平成8年度から平成17年度までの10か年計画であります。従来の方ですと、前半5年間の実施状況や社会情勢の変化などを考慮した中でご審議をいただき、平成13年度を初年度とする新たな総合計画を策定するわけではありますが、これを次のように変更してまいりたいと考えております。

基本構想につきましては、現行の構想を推進してまいりたいと考えております。

基本計画につきましては、平成13年度から平成17年度までを、現総合計画の後期分と位置付けて見直しをしてまいりたいと思っております。

また、実施計画につきましても、平成13年度から平成17年度までを、後期5か年の実施計画として策定を進めてまいりたいと思っております。

さて、ご質問がございました平成12年度までの前期の実施状況でございますが、12年度予算化したものを含めまして、主要施策の事業数では159件、事業費で申し上げますと総額で147億円でございます。これを実施率で申し上げますと、75パーセントとなっております。

また、未実施事業は54件あります。総合計画策定後、新たな制度などにより計画にない事業で実施したものは69件で、総額約20億円となっております。これらを合わせた実績は228件で167億円となり、実施率といたしましては、107パーセントになる予定であります。

未実施事業につきましては、平成13年度から始まります後期計画の中で検討していきたいと考えております。なお、現計画の中で現状にそぐわない事業につきましては、後期計画を策定する中で見直しをさせていただきたいと考えているところであります。

2点目の各種委員会、審議会等の委員についてお答えをいたします。

各種委員会などの委員は、法令や条例に基づく委員などと、その他規則、規約に基づくものがございます。

複雑多様化する行政運営の中で、審議、諮問、協議、調整など、行政執行上、重要な役割を果たしていただいているところであります。ご質問の定数につきましては、法令等で規定されているものを省き、社会経済情勢を加えて、適正かつ効果的な審議などができるよう、随時見直しを図ってきたところであります。

また、昨年度実施いたしました事業アセスにおきましても、その見直しをしてきたところであります。これまでの見直しの主なものを申し上げますと、町営住宅入居者選考委員、まちづくり推進委員、結婚相談員、都市計画審議会委員などを減員いたしまして、反対に、体育指導員、スポーツ指導員、夢基金運営委員などは、適切な審議また指導が可能となりますよう、増員を図ったものもございます。

今後とも、時代の背景や、それぞれ内容にあった対応をしてまいりますので、ご理解賜りたいと考えております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 2番、藤井友幸君。

3番(藤井友幸君) 今の答弁で理解するわけでございますけれど、実施率は107パーセントということで、非常にその点については、大きな努力があったものと評価をするわけでございます。

未実施事業の中で、社会的資本、総合整備、特に道路関係、そしてまた福祉関係のケアハウス等の建設は、ぜひ2期目の後期の分で実施をする必要があるかと思えます。

また、各委員会等の定数の関係でございますけれども、さきほどの答弁では見直しを図ったということでございますけれども、これにつきましては、今後ですね、精査をして再度進める必要があろうかと思えます。よろしくお願ひします。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) 総合計画は、まち全体を総合的に発展させるための基本的な計画でありまして、この総合計画を柱として、本町のまちづくりを進めているわけでありまして、

しかし時代が、さきほどご指摘ございましたように、非常にこの社会経済情勢というものが、大きな変化を遂げております。あるいはまた、住民のいろんな面のニーズというものも、変わってきているものもあるかと考えております。

したがいまして、平成12年度におきまして、後期計画の見直しを進めるわけであり
ますので、そうした中で、今日おかれている状況、あるいは今後、先の見通しを十分立
てながら、その中で町民の皆様がたにとってほんとうになにが必要なのか、そしてまた
逆になにが必要でないのかというふうな見直しを進めながら、あるべき総合計画の策定
を進めていただくようにしていきたいと考えております。

また、各種委員の定数等の問題につきましても、今後、日常的なやはり見直しをしな
がら、適正な定数になるように検討を引き続き進めていきたいと考えておりますので、
ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 8番、斎藤芳幸君。

[8番 斎藤芳幸君 登壇]

8番（斎藤芳幸君）

1. 上佐幌営農用水道について

私は、上佐幌営農用水道についてお伺いしたいと思います。

農業経営規模拡大、乳牛の頭数拡大において、上佐幌営農用水道が昭和45年に給水
されまして、30年余り経過したわけですが、そういったことから、昨年配管の
疲労、腐食によりますと思われる漏水事故が発生しまして、冬期間とも重なり、修理に
多くの労力、時間がかかりまして、苦勞されたわけですが、最近、乳牛頭数が増
頭となりまして、水がストップしますと酪農家の水の確保がたいへん苦勞するわけです。
また、心配しているところでもあります。

今後、漏水事故が起きた場合、戸々の連絡、簡易給水等の対応などについてお伺いし
たいと思います。

また、上佐幌地域に搾乳頭数、600頭規模の共同牧場が建設する運びになっており
ますけれども、水量、水圧は十分であるかどうか伺いたいと思います。

更に、将来かえで団地、農村地帯の水洗化、汚水処理の計画などを考えたとき、水の
確保が難しいと思われませんが、新規水道施設工事ができないものか、また、計画がどの
ようになっておるかお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

[4番 斎藤芳幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。上佐幌営農用水道は、昭和45年11月
に供用開始をいたしまして、30年が経過をいたしております。水源地は、佐幌川支流
のビタラウシ沢川左岸より取水をいたしまして、上佐幌、佐幌合わせて、185戸に給
水をいたしているところであります。

ただいまご指摘のとおり、昨年3月5日に漏水事故が発生をいたしまして、復旧に2
日間を要し、断水で農家の皆様かた並びにかえで団地の皆様かたには、たいへんご迷惑
をおかけいたしました。

原因は、配水管より各戸に分水しております分水栓の金属部が、離農等によって長い
間使用されずに、腐食が進みまして、そのことによって漏水に至ったものであります。
また、積雪時期の漏水箇所を見つけるのに時間がかかり、札幌の専門業者に依頼して漏
水箇所を特定いたしたところであります。

事故発生の対応といたしましては、酪農家の皆様にはタンクローリーによる給水と、一般家庭にはポリタンクによる給水をいたしたところであります。

一般的に、計画的断水の場合は、その対象世帯に断水通知書の手渡しで周知いたしているところであります。今回のような緊急の場合は、広報車を使用いたしまして周知したところでありますが、冬期間でもあり、窓を締め切っているというふうなこともあってか、聞こえなかった面もあったかと思えます。

このため今後は、断水の状況にもよりますけれども、電話等によりまして、戸々に連絡をとっていききたいというふうに考えております。

次に、上佐幌地区に大規模な法人経営の牧場が計画されております。その際には、施設に40トンクラスの受水槽を設けていただくように、要請をいたしているところであります。したがって、受水槽を設置いたしますと、その下流に対しての、影響はでないかと考えております。

また水の使用水量も年々増加しておりまして、現在、マッカウシ川の水量調査に入っておりまして、今後、水利権を取得後、道の事業によりまして、抜本対策を講じていきたいと思っております。

現在の予定といたしましては、平成17年ないし、平成18年までに完了いたすように努力をしていききたいと思っております。

なお、現在の施設は、当分の間、使用していかなければなりませんので、適切な今後の維持管理に努めていききたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 8番、斎藤芳幸君。

8番(斎藤芳幸君) 酪農家としてはですね、例えば搾乳時間、あるいは水を与えないということは、これは乳量に大きな影響を与えますので、敏速に連絡等あるいは給水に対してお願いしたいと思えます。

それと上佐幌の共同牧場ですけれども、受水槽というか貯水槽といいますが、それを設置するような話を聞いてますけれども、それまでの配管ですよね、それはどちらが負担するのか、町が負担、できるだけ負担してほしいんですけれども、今、酪農家たいへんなんで、その辺をどのように考えておられるかお伺いしたいと思えます。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) 漏水というのは、なるべく起こさないような維持管理ということが非常にたいせつなことでありますが、しかし、なにせ配管は土の中でありまして、時として、これが発生いたしてありまして、そうした面では住民の皆様がたにご迷惑をおかけする結果になるわけであります。

いつ起こるともわからないわけでありまして、それだけに起こった場合のアフターケアというものがより迅速、また適切でなければならぬと考えております。そうした面では、今後とも、そうした不便なり不安というものを解消する努力もしていかなければならないというふうに思っております。

それから、2点目にございました、上佐幌地域での大型の共同経営ということで、計画づくりが今進んでいるようであります。そしてまた、今年中に完成を目指すともお伺いをいたしてあります。

その際の水の負担区分の問題でありますけれども、私は基本的には、受水槽に至る配管も含めて、分水栓以後の話でありますので、基本的には、これは受益者の負担になる

と考えております。

ただ、今回取り組まれます上佐幌地域の大型の共同経営につきましては、国の補助事業あるいはまた道の補助事業、それに加えてですね、道路整備その他、町が必要と思われるものについてはですね、町費をもって整備をする事項もございますので、そうしたことを総合的に勘案した最終的な奨励策というのを決定していきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、斎藤芳幸君。

8番（斎藤芳幸君） 共同牧場ももといですけども、既に個人の経営でも水量が足りないあるいは、圧が低いということでホースが、パイプが細いということですから、それで水が足りないという人も出ておりますのでね、それで自分で貯水槽を造らなければならないなというそんな考え方をしている人もおります。できるだけ、経費のかからないように考えていただきたいなと思うわけです。以上です、よろしくお願いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 現況でのそうした不都合、私もあんまり実態、正確に把握いたしておりませんが、ただいまご指摘のようなことがあるとすれば、改善策があるのかどうかですね、よく検討していきたいと。

それから、さきほどの上佐幌における共同の大型経営につきましては、基本的には、深夜と言いましょか、夜間の間に受水槽にためるということでありますので、通常時においては、他の酪農家の皆さんがたには、直接的に影響を与えないシステムになるのではないかと、そのように考えております。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

[13番 松尾為男君 登壇]

13番（松尾為男君）

1. ティームティーチング（TT）の導入について

今年、第1回定例会にあたりまして、私はティームティーチング制度の導入についてお伺いいたします。町教育委員会ではですね、今年、教育目標の改定などですね取り組んでおりますけれども、これからお尋ねいたしますことにつきましては、教師の補佐役として、小中学校の授業を受け持たせる、いわゆる指導助手制度を導入する自治体が全国で急増しております。

教室に2人の先生を配置することによりまして、ゆとりを生み、学力低下又は学級崩壊と言われるような現象を、未然に防ぐねらいでありますけれども、複数教員による授業ができるよう、国が一部の学校に教員を配置するティームティーチングの制度もありますけれども、道外の先進自治体につきましては、全学校に配置するなど、より徹底したシステムを採用して、地方独自の発想、手法で教育環境を改善しようとするこれらの試みに注目が集まっているところです。

北海道も国の動向を見ておりましたけれども、昨年、道内の実態調査を行いまして、その結果に基づきまして、急きょ道教委も今年度から、担任教師の学級運営をサポートする非常勤講師を配置することを決めました。

実施に向けて詳細を詰めながら、配置先は希望を募って決めるようでありますけれども、新得の教育現場からの要望も私らに聞いております。町としての取り組みについて、どのように対応するのか、まずお伺いいたします。

また、芽室町では今年度から、子どもゆとりサポートシステム事業というものを行うようになりました。新得町教育行政執行方針では、最近、学校崩壊の問題も指摘をされました。実態や原因の調査研究が、緒に就いたところであると説明されました。

新得町としても、これらのシステム導入について取り組むべきだと思いますけれども、どのようなお考えをお持ちなのか伺いいたします。よろしくお願いいたします。

[13番 松尾為男君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 教育委員会委員長、高久教雄君。

[教育委員会委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員会委員長（高久教雄君） 松尾議員のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の道教委が計画しておりますチームティーチング等の、非常勤講師配置事業にかかわる取り組みでございますけれども、国の第2年次緊急地域雇用特別対策推進事業を道教委枠事業として実施するものでございます。

指導方法の工夫・改善、コンピューターによる情報教育の充実、外国語教育の充実などを計画する公立小中学校に、6か月以内の期限付き配置されるものでございます。

3月6日付けで正式にそのことが通知があったわけでございますけれども、教育委員会といたしましては、さっそく各学校と協議を進め、昨日、新得小学校の希望を報告いたしたところでございます。

2点目の、町単独事業としての取り組むべきではないかのご質問でございますが、教職員配置は「県費負担教職員定数の配置基準」によって行われることになっており、教職員数に余裕がなく、学級への複数配置などの弾力的な対応ができない状況にございます。

特別配置につきましては、本町でも学校の希望に沿い、定員を越える教職員の配置を十勝教育局に要請しておりましたが、残念ながら十分な実現には至っておらないところでございます。今後も必要に応じて、学校に余裕がある教職員配置が実施されるよう、要請してまいりたいと存じます。

併せて、全国的にも要望が高まっております30人学級の早期実現に向け、引き続き管内教育委員会連絡協議会をはじめ、全道関係団体と連携し道教委を通じて、国に働きかけてまいりたいと思います。

現時点では、町単独でのチームティーチング導入の計画はしてありませんが、今後の新しい教育活動の推進動向、先進他町村の状況を参考にしながら、研究してまいりたいと存じますので、ご理解のほどをお願いを申し上げます。

[教育委員会委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 今、お答えいただきましたけれども、道なり、国ということで、制度的な問題もありますけれども、後段でお答えになりました町単独の問題についてですね、他町村、それから道外の各市町村独自でやっているわけでありまして。

群馬県の太田市の市長さんの発案はですね、市長の三役は部長なり収入役で賄えると。したがって、助役は廃止して財源を求めると。こういうことをやっているようでありますけれども、そこまでやらなくてもですね、昨今、財政は厳しい状況であるということは承知しております。教育はもっとも重視する行政分野の一つだと思います。今後のですね、少子高齢化を考えてみますと、子どもの次が将来、社会で担う役割というのがですね、今の我々以上だと思います。そのときに、十分な力を発揮できるような子どもた

ちを育てていくことが、今の大人の責務だと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。基本的には、松尾議員さんの言われるとおりだというふうに思っております。

まだ、本町におきましては、いわゆる加配措置につきましてはですね、さきほども委員長からお話しをいたしましたけれども、指導方法の改善ということでは、現在も新得中学校におきまして1人、加配を受けております。これは数学のティームティーチングということになっております。

それから、12年度からは廃止になりますけれども、屈足中学校におきましては、生徒指導に対応するというので、4年間、道単の事業ということで置いてもらっております。

また、通級制度ということで、ことばの障害対策というようなことで、新得小学校に1名配置というような状況でございます。さきほど新得小学校からお話ありまして、現在、報告中でありまして、この前段でもですね、新得小学校から希望がございましたので、なんとか実現に向けて取り組みをお願いしたいというお話をしてきたところであります。

12年度におきましては、管内で2つしか該当にならないというようなことございまして、やむなく実現に至らなかった。その次善の策というようなこともございまして、短期ではございまして、非常勤講師というかたちでなんとか配慮をしたいというようなことで、今回、こういう動きになったところでございます。

松尾議員さんもお指摘のとおり、最近、各自治体あるいは都道府県レベルでもですね、こういう取り組みに対して積極的になってまいっております。基本的には、学級編成にあたりましてはですね、国の法的な基準を受けて、道の一定の配置基準があるという中で運用をしているということでございまして、こういう改正も含めながら、おそらく制度的なものが充実していくのかなというふうに思っています。

また、国の段階でも、現在、ご承知のとおり第7次の定数改善計画というようなことで、検討を進められているところでございまして、こういった中でも一定方向が出てくるのかなというふうに思っています。

本町といたしましても、いろいろ今、新しい教育課程に向けてですね、移行措置が推進をされるという段階でございますので、そういった学校のいろんな動きなんかも十分に見ながら、学校現場と連携をとって、今後についても検討をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 13番、松尾為男君。

13番（松尾為男君） 毎年ですね、教育行政執行方針でも、また更には、それぞれの委員会の中でですね、議論されておりますし、目標として学校、家庭、地域これら連携を強めていくと。これは毎年言われているんですけども、具体的にですね、どうするのかはありません。家庭の教育がたいせつだと言われてきております。したがって行政もですね、学校体制をしっかりと確立しまして、したがって家庭、地域の三身一体で不幸な問題が発生しないようにと呼びかけるのが、道でないかと思っておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 父母あるいは地域との連携という部分のお話かと思っておりますけ

れども、特に最近は子育てということが難しい時代になってきたのかなと思っており
ます。

そういったことにも対応するということですね、社会教育の分野では、今回、そう
いう子育て支援ということで相談員を配置をして、いろいろ相談体制を定期的にとつた
り、あるいは勉強する機会ということで、講演等を開いたりしてですね、そういう部分
にも対応していきたいなというふうに、新年度で予算化をさせていただいているところ
でございます。

私どものほうもできるだけ学校の現場の声、あるいは地域の父母の皆さんがたの声な
んかも聞くようにですね、できるだけ私たちのほうの情報も公開し、そして、いろいろ
意見もまた寄せていただく中で、より良い教育ができるように、これからについても努
力を重ねていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いま
す。

議長（湯浅 亮君） ここで、暫時休憩をさせていただきます。11時15分から再
開いたします。

（宣告11時02分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告11時14分）

議長（湯浅 亮君） 10番、金澤 学君。

[10番 金 澤 学 君 登壇]

10番（金澤 学君）

1. 商店街の振興促進について

平成12年町政執行方針及び教育行政執行方針に対して、次の2点について、質問さ
せていただきます。

1点目は、商店街の振興についてであります。現在の経済情勢は、ご指摘のように個
人消費の伸び悩み、帯広市周辺的大型店、量販店の購買力流出など、依然厳しい状況で
あり、このような流通経済の変革期において、新得町に多くみられる零細商店にとつて
は、生きるか死ぬかの問題であります。

このようなときに行政による支援は不可欠なものであり、従前の商工会運営や、各種
イベントの補助をはじめ、新たに商工会が取り組もうとしているスタンプカード事業や
屈足再開発事業にも、支援をお願いしたいところであります。しかしながら、いちばん
肝心な点は、事業主自らが創意工夫することによって、需要を掘り起こし、いかにこの
不況を乗り切るかであることは言うまでもありません。

さて、現在、駅前商店街をみますれば、シャッターを降りたまの空き店舗が非常に
目立っております。一町民として寂しい限りでありますし、この通りは新得町の顔であ
り、たいへんうらびれた感じを与えております。この空き店舗対策として、新しく開業
する商店に対して、家賃を一定期間補助するなど、なんらかの対策を考えているのかお
聞きしたいと思います。

また、商工業者に対する資金的支援としては、現在、中小企業融資の原資を出資し、

その利子補給、そしてひまわり融資の原資を出資しているだけであります。

この融資状況はどうなっているのか、また新たな融資制度やその融資枠の条件を緩和するなど、金融支援は考えているのかお聞きしたいと思います。

2. 教育環境の整備促進について

次に、2点目であります。教育環境の整備促進についてであります。このたび、新しい町の教育目標が示され、また平成14年度からの新学習指導要領への移行措置がスタートするなど、現在、教育改革が進もうとしています。このような変革期にこそ、しっかりとした教育理念を持ち、明日を担う子どもたちに対して、しっかりとした教育活動を目指していただきたいと思っております。

さて、現在、新得町には91名の教職員が在職しておりますが、その教員住宅は十分に充足しているのか。また、ここ数年改築はしていないようですが、その予定はないのかお聞きしたいと思います。

次に、新得中学校校舎の改築についてであります。耐用年数には達していないものの、ここ数年、毎年、補修しております。今年の冬も体育館の屋根裏が壊れ、体育の授業に支障をきたしたことなどを聞き及んでおります。校舎の改築には多額の費用がかかることは存じておりますが、町の第6期総合計画に盛り込んで、早急に改築することを望むものであります。町のお考えをお聞きしたいと思います。

[10番 金澤学君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えをいたします。新得・屈足両市街とも、経営主の高齢化や後継者不在などによりまして、空き店舗が目立ち、商店街のイメージダウンにもつながっておりますことは、ただいま、金澤議員ご指摘のとおりだと考えております。ある意味では、商店街の活気というのは、町全体の活気であると私もそのように考えております。

平成10年度商工会が行いました、新得町小売商業活性化基本構想の報告書の中においても、このことが取り上げられまして、消費者アンケートなどに基づき、本町の実態に沿った取り組み対策が提言されているところであります。町といたしましても、これら提言に基づきまして、さまざまな取り組みについて商工会とも協議しながら具体策を研究いたしているところであります。

なお、空き店舗対策を実施する際、商店街空き店舗活用事業費補助制度、又は産業活性化資金融資制度が設けられておりますが、その対象となるのは、中小小売業・商店街振興組合などでありまして、今後、他市町村の事例等も調査しながら、必要に応じて、特色ある町独自の支援策についても、検討していきたいと思っております。

次に、中小企業融資についてであります。本町では融資枠といたしまして、運転資金・設備資金合わせて、2億1,000万円を設定いたしております。昨年1年間の新規融資は両資金合わせまして12件、5,000万円にとどまっているところであります。

このことからみまして、枠としては十分と考えられますし、国あるいは道の低利な各種融資制度もありますので、新たな枠の拡大、制度創設は今のところ、その必要性は低いのではないかと考えているところであります。

最近の金利動向といたしましては、2.2パーセントから2.5パーセント程度で推

移しておりますが、利子補給は、融資の際、必要な保証料全額と、2パーセントを超える利率、3パーセント以内としておるところであります。

平成11年度からは、農業振興資金貸付金の利子と同額の借入者の実質金利負担を、2パーセントといたしているところでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、教育問題につきましては、教育委員長のほうから、答弁をさせていただきます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育委員会委員長、高久教雄君。

[教育委員会委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員会委員長(高久教雄君) 金澤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

1点目の、教職員住宅を計画的に新築すべきではないかとのご質問でございますけれども、現在、教職員住宅は74戸を保有しており、教職員数91名のうち、住宅を必要としない町内外の自宅などからの通勤者や、共稼ぎ及び地域事情のため公営住宅などに入居している教職員が19名おりますので、住宅戸数は充足している状況となっておりますのでございます。

教職員住宅は、耐用年数経過による建て替え、又は不足数の解消を基本として、国の補助又は共済組合からの融資によって建設してきております。

耐用年数が経過しない住宅の改築は、基本的に認められておりません。今後、児童生徒数の減少傾向に伴い、教職員の減少も考えられ、また、管内的に自宅通勤者が増加する傾向の中、現在の充足している状況で、空き住宅の増加につながる新設は適切ではないと考えております。

一方、単身者が家族向け住宅に入居している状況もありますので、単身者用民間住宅の利用などを視野に、耐用年数が40年と長いブロック建住宅については、内部改修などで改善に努めてまいりたいと存じます。

2点目の、新得中学校校舎の改築計画についてのご質問でございますが、現校舎は、ご指摘のとおり昭和47年12月に完成をし、新築後27年を経過いたしております。この耐用年数は60年となっておりますが、平成12年度に第6期総合計画の後期5か年実施計画の見直し作業が実施されますので、耐力度調査の実施計画など、将来の生徒数減少傾向下における施設の在り方を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

[教育委員会委員長 高久教雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 10番、金澤 学君。

10番(金澤 学君) まず、1点目であります。私はですね常々商工業者に対する町の支援が、どうも薄いのではないかと感じております。

例えばですね、11年度の町の一般予算はだいたい80億円でしたけれども、その中で商工振興費、わずか1億700万円。率にして1.3パーセント。それでですね、新得町の現在の人口は約7,500人ですが、その中で15歳から64歳の、いわゆる生産人口が4,750人。

現在、商工会員数はですね224、法人、個人ありまして、そこに従事する人数はですね、事業主を含めて1,340人。つまり働いている人の3分の1を、商工業者が占めているわけですね。

それに対して、町の予算80億円で商工振興費が1億円ちょっと、わずか1.3パーセント。これの例をみてもですね、ちょっと町が商工業者に対する支援が少ないのでは

ないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

次はですね、教育のことですね。私はですね教育は人であると常々思っているんです。それでですね、つまりですね、いい先生がたくさんこの新得町に来てくれるためにはどうしたらいいか。給与を他の町村よりも上げるといふわけにはいかないですよ。そうすると教育環境、先生の住んでいる住宅、それから校舎、そういうのをどんどん新しくして「いや、新得町に行ったら町の人みんな親切だし、住む所もいい」そういう環境を整えれば、黙っていてもいい先生が集まると思うんですよ。

耐用年数がこないから建て替えない、補助金が出ないから建て替えない。これはちょっと、あまりにもお役所的発想ではないでしょうか、いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、農業との比較との関連でのご質問だったかと考えております。ご承知のとおり、農業、あるいは林業というのは第1次産業でありまして、それだけにですね、国や道がその奨励のためのですね、いろいろな制度を実は持っているわけでありまして、そのことによって、そうした制度をうまく利用して、それぞれ農業なり林業の振興発展に努めていると私は考えております。

そこで利子補給、その他、いわゆる国と道とあるいは末端の市町村が、協調して奨励をしていくというふうな制度も、その中にたくさんあるわけでありまして、したがって総体の予算から見ると、今ご指摘ありました一人当たりということで、各産業を一つひとつ比較していきますと、それはいろいろな矛盾も、実はあるのではないかと考えております。

私はやっぱり本町の全体的な振興を考えていく場合には、ある意味では施策的にうたなければならないものもあるわけですし、そうした一概的な比較は必ずしもベストの比較論ではないと、このように思っているところであります。

しかし、本町の商業振興というのは、さきほど申し上げましたように大事な産業でありますし、また反面、大型店あるいは量販店、ディスカウント店に多くの購買力が流出をしているという現実もみておりまして、それだけに本町の商業のですね、振興対策というのはこれからの大きな課題だと考えております。

そこで大事なものは、やはりその商工業者のかたがた、あるいは商工会がもっと主体性を発揮されてですね、やっぱりここの部分にこういう商店街地区を整備する、そのために町がどこまで支援できるかとかですね、あるいは国の制度をどういうふうに導いてくるかとか、そういう具体版がなければですねなかなか抽象論だけでは難しい面があるのではないかと。それだけにさきほど申し上げました、中小小売商店街活性化の基本構想という報告書の中で、本町のおかれていた商店街の実態というものが、浮き彫りにされてきているわけでありまして。

したがって、それは商店主の皆さんがたも含めて主体性を発揮されながら、そこに町がご支援を申し上げていく、あるいは、いろいろな制度をできるだけ活用していくというふうなことで、これからの本町の商業の振興を図る努力をしていきたいなど、そんなふうにご考えております。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。

今ご指摘がありましたように、よい人材を確保するというのは確かに大事なことであります。そのために教育環境をどうするかということもありますし、また子どもたちの

ためにも、それはたいへん大事な要素だなというふうに思っているところであります。

今、財政的な問題を理由にすることは、いかがなものかというお話でございますけれども、施設整備というのはかなり大がかりな事業でもございますので、町の財政面での負担も考えながら対応を考えていくということが、より大事ななというふうに思っています。

環境によって先生が直接結びつくのかどうかということにつきましてははですね、なかなかさきほど回答したとおり、現在の先生がたの生活状況というのはかなり変わってきている状況も考えますと、必ずしも結びつくとは思えない分もありますけれども、これからにつきましてはですね、よりよい人材を確保するということはたいへん大事なことでありますので、努力をしてまいりたいというふうに思っています。

また、施設面につきましてもですね、だんだん施設が古くなってきているということは私たちも承知をしておりますし、先生がたといろいろな現場での対応も相談をしながら進めてきているわけでありまして、これからもそういった努力は続けてまいりたいというふうに思っています。

一定程度、国の制度を活用しながら、環境整備をハード面はですね、していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 10番、金澤 学君。

10番（金澤 学君） まず1点目ですね、だいたい新得町全体で町民がなんぼお金を使うかっていうと、70億円くらい使っていて、そのうち30億円は町外から買っていると言われていまして、私もちばん大事なことは、やっぱりその事業主がですね、日曜に例えば営業するとか、自らやっぱり自分で創意工夫しなければならないと思います。ですから、町側もそれに対してですね、今後ともご支援のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

2番目ですね、財政的な面もあると思えますけれども、その辺のところ配慮してぜひともよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 私ども町の予算を執行する際にはですね、最大限、地元からの調達というものを大前提において取り進めているわけでありまして、ただいま金澤議員ご指摘されましたように、70億円のうち40億円近くが町外に出ているという数字は出てませんね、パーセンテージでしょうか。

かなりの部分ですね、私は土木建築の仕事も含めて地元に着ていると理解をいたしております。今後ともそうした基本的な姿勢というのは、よりいっそう貫いていきたいと思っております。

よその町から買っても、よその町の人には税金を本町に納めてくれないわけでありまして、それだけ私はそういう納税者の立場というものを、重視した姿勢を持っているつもりでありますので、今後いっそうその方針を貫いていきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 具体的に新得中学校の改築のお話でございますのでふれてみたいと思えますけれども、昭和47年の時点で学校規模がどうだったかということでございますけれども、9学級、普通学級が9つございまして、特殊学級が2つで生徒数が367人という状況でございました。

そして、今年度の状況がどうかといたしますと、普通学級が6学級に特殊学級が2つと、

生徒数が189人ということで、その当時と比べますと51パーセント程度というふうになっております。

更に、平成17年の今の小学1年生が中学1年生になった時点での数字を見込みをみてみますと、普通学級で5学級、それに後、特殊学級が1ないし2付くのかなというふうに思っております。生徒数につきましては141人という状況になる見込みであります。

たいへんこれから急激な児童生徒の減少期に入るといふようなこともありますので、後期の実施計画の中で十分ですね、この件も踏まえながら先の見通しを立てていくということが、たいへん大事な時期になってきたといふふうに押さえておりますので、そういった中でもですね、十分ご意見をいただきながら、これから先の見通しを考えていきたいといふふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

[16番 高橋欽造君 登壇]

16番（高橋欽造君）

1．主要道道夕張新得線の見通しについて

今定例議会における一般質問にあたりまして、私は次の点について町長の所信をお伺いいたしたいと存じます。

主要道道夕張新得線についてであります。町長は先の執行方針の中で、この問題についてお考えを述べられております。主要道道夕張新得線の事業実施を引き続き要望していくとともに、高速道路いわゆる夕張清水線についても、この関連施設が本町に設置されるよう要望してまいりますと申されました。

私はこの町長の所信を聞いたときに、あまりにも簡単にお述べになりましたので、ご熱意はどの程度あるのかなとこのように考えまして、お伺いをいたしたいと思うわけでございます。

本町におきましても、いよいよ7号踏切のアンダーパス工事、そして周辺整備等が本格的に事業が遂行されるとのことです。長年この道路完成に期待をしていたものの一人として、たいへん喜んでおるところであります。

一方、高速道夕張清水線もいよいよ本格的工事に入り、早期完成に向けスタートしました。清水、池田間のあの高速道50.3キロメートルの有効利用のためにも当然のことと考えております。しかしながら、どうしても私はこの道路の着工と同時に不安を感じるのは私だけでしょうか。このようなご時世であります。同じルートの路線が果たして必要うんぬんということでもあります。そのような点から、この主要道道夕張新得線の完成に向けてはかなりの努力、陳情が必要でないかと考えるものであります。

そこで第1点であります。主要道道夕張新得線開発促進期成会が設立されておまして、周辺関係の1市2町1村ということで市長さん、町長さん、村長さんそして各議長さんが委員となられてご活動をされているやに聞いております。年何回くらいこの会議をされて、陳情はどのくらいされているのかをお尋ねをいたします。

次に、高速道路夕張清水線との関連について具体的に町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。最後にこの夕張新得線、私はたいへん我が町にとっては重要な道路と考えておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。特に私は経済効果、そして観

光地との関連等からいって、たいへん重要なことと思うわけではありますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

[16番 高橋 欽造君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤 敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) お答えをいたします。

主要道道夕張新得線は、平成5年5月に道道二二ウ・夕張線、占冠穂別線の一部、占冠落合停車場の一部、落合新得線を道路区間とする、延長100キロメートルの長大路線といたしまして主要道道に昇格したものであります。

本線は、延長100キロメートルのうち舗装済が44.6キロメートル、砂利道が59.1キロメートル、このうち未開削区間は約2.6キロメートルの状況となっております。特に、日高鞍部を中心に新得広内地先から南富良野町串内牧場入口、約15キロメートルの整備が大きな課題となっているところであります。

本路線の整備促進にあたりましては、平成7年2月に沿線自治体1市2町1村をもって「主要道道夕張新得線建設促進期成会」を組織いたしまして、連携をとりながら早期整備に向けた運動に取り組んでいるところであります。

さて、ご質問の期成会の活動状況につきましては、期成会そのものとしたしましては年1回の総会、併せて北海道建設部、関係土木現業所などに対しまして、整備促進の要請を期成会の関係者がこぞって要請にあたっているところでありますし、また、関係町村の担当課長会議等における情報交換なども行っているところであります。

私もこの期成会の会長の立場もございまして、機会あるごとにですね、帯広土木現業所あるいはいちばん身近な鹿追の出張所、十勝支庁、あるいは北海道の建設部と、あるいは道議会の先生、国会議員の先生などに対しましても、この早期整備促進かたについてをお願いをいたしているところであります。

次に期成会加盟市町村におきましては、この間を連携を取りながら活動を進めておりまして、総会においても、日高鞍部を中心とした広内地先から串内牧場入口までについて、重点整備区間といたしまして要望することが確認をされておりました、そうした前提に基づいて活動を進めているところであります。

最近ですね、この期成会の一部からその町の振興、あるいは牧場の管理運営上の問題というふうな、影響の懸念を表明するかたもいらっしゃったわけではありますが、しかし、さきほど申し上げました1市2町1村の期成会でありますので、そうしたご意見に対しましてもご理解をいただきながら、歩調を合わせていただいているという現況にございます。

次に高規格幹線夕張清水線につきましては、平成9年12月25日トマムインターチェンジから、十勝清水インターチェンジまでの20キロメートルについて施工命令が出され、早ければ明年度から用地買収が進められると伺っているところであります。

町といたしましては、この間従前から長年にわたりまして本町へのインターチェンジの設置につきまして、これも関係機関に要望をしてきたところでありますけれども、インターチェンジ間の距離、山間部の場合は20キロメートルから30キロメートルが、一つの目安となっております、地形あるいは経済性などの理由から、その間にはインターチェンジは困難であるとされているところでございます。

こうした状況から、本町をはじめ近隣町の住民の利便性、あるいは地域振興上からも

トマムインターチェンジまでのアクセス道路が重要視され、いわゆる主要道道夕張新得線の早期整備に向けて今運動を進めているところでもあります。

また高速道につきましては、将来のまちづくりや町の振興に大きな効果をもたらすものと予想されますので、関連施設のパーキングエリア等の設置について関係機関に要望をいたしております。

次に主要道道夕張新得線の整備に伴う経済効果についてであります。本路線のうち広内地先から、串内牧場入口間約15キロメートルを整備するには、およそ200億円の財源が必要と伺っております。

こうした公共事業による経済効果をはじめ、先に申し上げましたようにインターチェンジのアクセス、あるいはサホロやトマムリゾート、然別湖などとの相互交流、地域住民の生活の利便性などが考えられますし、また、冬期間交通の難所と言われております日勝峠や、あるいは狩勝峠の両峠に比べ、本路線は600メートル台と標高が低いことから、より交通の安全性が確保される路線であると考えているところでもあります。更に、日高鞍部から雄大な眺望など、観光資源としても有効に活用されるものと期待しているところでもあります。

こうした中におきまして、現状は道財政の今日的状況、あるいはご指摘ありましたように高速道路などとの関連もありまして、厳しい状況が予測されますが、しかし、道はこの道路は必要という認識には変わりはないわけでありまして、今後とも関係市町村と連携を密にしながら、よりいっそう要請に努力していきたいと考えているところでもあります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 16番、高橋欽造君。

16番(高橋欽造君) 町長のご答弁をいただいて、たいへん私失礼なことを申し上げたかなと、熱意のなさを感じるなんていってですね、これだけいっしょうけんめいおやりになっている町長にですね、そういうことを言いまして申しわけないなと思っております。

ただ一つですね、私、今年のこの路線に対する負担金ですか。たしか5万円だったでしょうかな。この5万円っていう数字を見たときもですね、なんとなくほんとうにやる気があるのかなというような感じをしたんですけれども、それも合わせてですね、5万円ぐらいで今の時代にですね、何回会議を開いて何回陳情できるかといったらですね、もうとんでもない話だなと思うんです。

ですから、ただいま町長の話聞きながら、道もたいへん重要路線であるというように認識をされているやに、今ご答弁をいただいたわけでございますけれども、そういった面からいきますよということ、やはり実のある陳情をしていただかなければならないんじゃないのかと、こう思っているわけでございます。

この間あるかたにですね、この路線についての意見を聞きました。そしたら今、町長は600メートルと言いましたね。標高600メートルのところというんですね、たしか狩勝が644メートルと聞いているんです。それから日勝がですね、1,023メートルですか、そのぐらいのいわゆる高い所をいっているわけですね、私は前に町長と前にちょっとお話をしたかと思っておりますけれども、オープンカットじゃなくしていわゆるトンネル工事を、ぜひひとつ実現に向けておやりいただきたいねというようなお話をしたことがあるかと思っております。

これはやはりかなり私は下げることができるのではないのかと。そうしますというとな産業道路としてもですね、かなり利用価値が出てくるのではないのかと、そんなことをですね考えながら質問をさせていただいているわけでございます。

特にうちの議長もですね、入っておられますし、また十勝の活性化推進期成会ですか、この副会長もうちの議長は拝命されているわけでございますから、そんないい環境の中ですね、実のあるこれから陳情をしていっていただきたいなというふうに思うんです。

特に、地元選出の代議士さんもおられますし、参議院の先生も誕生しましたし、それぞれの道議さんですね、力のあるかたおられるわけでございますから、そういった面でじゅうにぶんにですねその地位を利用していただいて、この道路を実現するためにですね骨折りをいただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 本路線、私自身もですね、これが開削されますとリゾート間の連携はおろかですね、道東地域と道央地域が最短距離で結ばれると。しかも、標高が非常に低いことによってスタッドレスタイヤにふさわしい、しかも安全な道路となると、その経済の波及効果は極めて大きいということで、実際いろんなかたちでの陳情を申し上げているわけでありまして。

そこで、陳情にかかわっての予算の問題もございました。私どもさきほど期成会としての考え方を申し上げたわけでありまして、期成会とは別にですね、毎年政党がそれぞれの地域における政策要望というものを聞く場がございまして、これは国会議員の先生それから道議会の先生、これは郡部はもちろんでありますし、帯広市部も含めて一堂に会してそれぞれの町の懸案の課題について話をする場所がございまして、そうした中でもですね、私どもこの問題は本町における最重要課題と位置付けまして要請をいたしております。

それから高橋議員ただいまご指摘ございましたように、十勝の活性化推進協議会、従前の十勝の総合開発促進期成会でありますけれども、この中における町としての、いちばん大きな懸案事項としても出しているわけでありますし、これとは別にですね、十勝支庁が十勝管内の市町村の重点課題の取りまとめをいたしております。私どもも、本路線についてはそうした面でも重要課題と位置付けて、十勝支庁長を通じて道に意見反映をしていただくと。

そうしたことのほかに、さきほど申し上げましたように、期成会全体としても陳情を行うと同時にですね、それぞれの市町村の土木現業所が3か所に実は分かれるわけがあります。帯広土木現業所をはじめといたしまして、上川それから石狩ということになりますので、それぞれの土木現業所に所属されます委員の皆さんがたにですね、それぞれの立場で、これとは別に陳情をお願いしているということでもあります。

そこで本路線の問題点というのもやはり指摘をされております。主なものを申し上げますと、一つはただいま高橋議員ご指摘のとおり、同じようなルートを高速道路といわゆるその道道2本が走るといふところの課題が残っております。それからまたこの路線、ルートの予定地の周辺のいわゆるこの野鳥等の貴重種がいるということも指摘をされておまして、いわゆる自然環境の問題がこれに付随をしていると。

それからまた、これはどうかたちで計算するか私わかりませんが、投資効果、この額の問題も課題となっております。それに近年の道の全体的な財政の問題というふうないろいろな課題が、実はこの主要道道夕張新得線の問題としては抱えているわけ

であります。

したがって、それぞれの現業所なりあるいは土木の、道の建設部がですね、そうした課題を整理してどういうふうに進めていけるかということについて、検討をなされているやに聞いているところであります。いずれにいたしましても、そうした政治的な陳情といいましようか、働きかけといいましようか、それは当然必要なことであります。

しかし、その以前の問題として、ただいま申し上げたような課題も抱えていると、それだけになかなかですね、工事の第一歩が進まないというそういう状況もございます。今後とも引き続いて、私ども本町にとっての大事な課題でありますので、いっそう努力をしていきたいとこのように思います。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） いろいろとご努力をされている過程を聞きまして、ほんとうに敬意を表するものでございます。

昨年、私、文教福祉委員会で鳥取のほう視察をさせていただきました。向こうへ行きましたらですね、高速道無数なんですね、同じような路線が一般道として走っている。やはりあれも交通というものの意味をですね、もったいないなという思いもしたところもありますけれども、やはり高速道の意味と一般道の意味というものは違うんだなというように私は感じて帰ってきたんです。

もう一つ、串内牧場の国営草地の問題もございましたですね、これが一つの網になっているということで、なかなかこの問題進まないんだよというお話を聞いたことがあるんです。もう、この網はずれたのではないのかなと、私の記憶では平成8年までであるというように記憶をしていたわけでございますけれども、なんとと言ってもですね、この落合新得線が話がでたのは昭和62年です。そして平成5年に主要道道夕張新得線に昇格をいたしまして、そして今日に至っているわけでございます。

なんだかんだといっても、もう10年以上たったんでしょかね。そんなような非常に時間もかかっておりますので、なおいっそうのですね、町長ひとつご努力のほどをよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま本州方面との高速道等のお話でしたが、いわゆるこの交通量の絶対量というふうなことが、新たな道路対策にあたっては問われるわけであります。したがって本州方面の交通の利用度と、この辺の地域における利用度、これは開削されてみないと結果を出せないという問題もあるわけですが、そうしたことも含めて、さきほど申し上げました投資効果が必ずしも求められないという、これは方式がどういう方式をとるかによって、その答えが変わると考えておりますから、ここはあまり課題はないかなと思っております。

いずれにいたしましても、上川方面ともあるいは石狩方面とも、あるいは道東方面ともですね、その道路によってアクセスされていくわけですので、そうした面からいくと私はこの道路っていうのは非常に重要路線だと、その地域に大きな経済的な波及効果をもたらすと考えております。

次に、串内牧場との関係であります。これは制度上の問題での網だと考えられておりますが、これはクリアしているのではないかと考えております。そこでの問題としてはやはり牧場内を横断するというかたちが出てまいりますので、したがって、その牧場経

営委譲と言いましょか、あるいはその町にとって結果として直接的なメリットが及ぶかどうかというふうな意味合いなんだろうと考えております。

いずれにいたしましても、この路線なんとかいい展望をつけたいと考えておりますが、いずれにしても相手のある話でありまして、私どもはたゆみなくですね、これを大事な運動としてこれからも取り進めていく決意でありますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 以上で休憩をさせていただきます。再開は1時とさせていただきます。

（宣告 12時04分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 12時59分）

議長（湯浅 亮君） 9番、廣山麗子君。

[9番 廣山麗子君 登壇]

9番（廣山麗子君）

1. 宅老所（地域コミュニティー）の設置を

2項目についてを質問させていただきます。

一つ目に地域コミュニティーも含む宅老所の設置をということでお伺いいたします。いよいよ4月から介護保険が始まります。介護保険だけでは高齢者の暮らしは支えられません。行政も住民も知恵を出し合いながら、足りない部分を補完する仕組みが必要と思ひます。老いても住み慣れたこの地域で安心して住み続けられるためにも、身近なところに介護予防や、生きがいつくりの場、また介護を必要とするとき気軽に介護を託せる高齢者の生活支援の場が町のあちこちに必要と思ひています。

地域の福祉力を高めていくためにも、住民参加のできる家庭的な雰囲気を持つ宅老所づくりの取り組みをしていただきたいと思ひます。町長の考え方をお伺いいたします。

2. 新得音頭の制作と振り付けで更なる町の活性化を

2つ目に新得音頭の制作と振り付けで更なる町の活性化をということでお伺いいたします。昨年開拓100年記念事業で、花笠音頭のパレードやよさこいチームの活気ある踊りなどが披露されました。その後もいろいろな場で活躍され、それぞれが生きがいを持って参加されていたり、仲間づくりの場として輪の広がりを感じられました。更には、たくさんの観衆を魅了してまいりました。

これまでに大きくまちづくりに貢献されてきました文化連盟の皆さんや、夢風舞サホ口組よさこいチームの皆さんのご活躍や思いが、平成12年度の予算に盛り込まれ、友好都市文化交流事業としてよさこいチームの東根市派遣や、地域芸能振興事業として浴衣100セットの購入予算が盛り込まれました。たいへんうれしく思ひます。

この盛り上がり、次には新得音頭の制作と振り付けに向けていただきたいと思ひます。ふるさと新得を紹介するとともに、多くの人に親しまれ楽しんでもらえる曲と踊りができることで、更に多くの町民が花笠音頭とともに、いろんなところで楽しみ、仲間づくりの輪ができ元気づくものと思ひます。

ぜひ、地域おこし、まちおこしに役立て、町の活性化につなげていただけるよう町長の考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[9 番 廣 山 麗 子 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

1点目の宅老所についてであります。いよいよ介護保険が4月1日からスタートいたすわけであります。今日までの間、本町におきましてもその事務体制を充実させながら、予想される業務等について準備を進めてきたところであります。

今月10日の新聞に「間に合うかケアプラン」との見出しで記事が掲載されておりましたけれども、本町の状況につきまして若干申し上げてみたいと思います。

まず、訪問調査についてであります。予定どおり2月中に終えまして、審査会における認定についても順次進められてきているところであります。現在は認定されたかたのケアプラン作成を進めております。また、同時に自立のかたにつきましても、現状のサービスを受けられるようサービス事業者との調整を進めているところであります。スタートが間近でありますので、今月の25日ごろまでには、なんとかケアプランの全体が明らかにできるものと考えております。

その後、最終的な調整を加え、4月1日からのサービス提供を万全な体制でスタートをしていく考えであります。今後は、時間がたつにつれまして、さまざまな制度上、あるいは利用上の問題が出てくるのが予想されますが、国と同様に本町におきましても、スタートさせながらサービスの向上を目指すことを視点に対応していきたいと考えております。

本題に戻りまして、ご質問にあります介護保険だけで、この介護を必要とされているかたを支えることはできないのではないかとということにつきましては、私も全く同感であります。同時に行政などの福祉サービス、また、家族だけでもこれは限界があると考えております。

介護の必要なかたが、長年住み慣れた地域で生活を続けていただくためには、ボランティア団体を含めた地域のかたがたの協力がどうしても必要であります。このことは日ごろより廣山議員のお話をいただいているとおりでと考えております。

そのうえで、ただいまお話あります宅老所が地域介護に必要で、かつ、ボランティア団体等が実施していくのであれば、初期投資について積極的に町としても支援をしていく考えであります。

ちょっと、横道にそれるかもしれませんが、私ども宅老所について、老人を預けるところと考えておりましたが、廣山議員の一般質問通告書にはですね、自宅の宅を使っておられる宅老所でありまして、そうした面からいきますとたいへん意味深いものを感じているところであります。議員の日ごろのご活躍についても敬意を表するものであり、ぜひ、地域介護の視点からご期待申し上げているところであります。

なお、新得音頭の件につきましては、教育委員長から答弁をさせていただきたいと思っております。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 教育委員会委員長、高久教雄君。

[教 育 委 員 会 委 員 長 高 久 教 雄 君 登 壇]

教育委員会委員長（高久教雄君） 廣山議員さんの新得音頭の作成に関するご質問にお答えいたしたいと思います。

教育執行方針の中でも申し上げましたが、開拓100周年記念事業で行われました花笠音頭のパレードが契機となりまして、郷土の舞踊を推進する機運の盛り上がりによって、舞踊の浴衣100セットの購入に対する補助金の予算を計上したところでございます。廣山議員のご質問の趣旨については同感でありまして、よりいっそうの広がりを期待するところでございます。

新得町を代表する舞踊が町の中に育ち、町民に継承され、地域イベントの活性化に結びつくことは、本町文化振興のうえでもたいへん素晴らしいことでありますので、文化連盟や関係する団体に投げかけ、実現できる見通しがたった段階で、積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げたいと存じます。

[教育委員会委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 9番、廣山麗子君。

9番（廣山麗子君） 前向きに考えてくださっていることと理解いたしまして、期待をしてまいりたいと思います。

これまで屈足地域で地域の人たちとともに、ふれあいコミュニティを運営してまいりました。たくさんのボランティアの皆さんに支えられまして2年が過ぎました。スタッフもボランティアの皆さんも、みんな無償のボランティアでやっています。家賃などの運営費は、おやきを焼いたり、町民手づくり品を販売したり、イベントにもたくさん声をかけていただきまして、なんとかつなげていくことができました。

このふれあいコミュニティの中に来られているかたは比較的虚弱な、高齢者でも元気なかなんですね、手押し車を押して遊びに来てくださいます92歳のかたも、おおかたみえてますね。

そういった中で高齢者同士が話し合ったり、いろんなものづくりもあそこで始めていますけれども、お互いに教えあったり、教えられたりしながら、高齢者同士で支えあっています。ふれあっています。中には開所当時から80歳、82歳になるかたが給食のボランティアで来られて、今ずっと続いております。

そういった人たちのおかげで、この2年間こういった意味ができてきたわけなんです。その中でも体の、足の調子が悪いかた、あそこへ来ているいる寿大学でお友達になって、そこへ来ているいろいろ話しているうちにね、もう私はなにもできなくなったという弱音をはきますと、片方の高齢者のかたから「いや、大丈夫だよ。この足が治ったらいろんなところへ行けるし」という励ましの言葉、お互いに励ましあっているんですね。そうこうしているうちに、何か月もたたないうちに老人会の芸能発表会の中で、それぞれが一人踊りをしていたということについて、私たちもそれを見てすごい感動を味わっています。

ですから、高齢者から教えられることがいっぱいあります。痴ほうの高齢者ばかり集まるグループホームというところもありますけれども、ほんとうに同じ境遇の人たちが集まるわけですから、なかなか支えてもらえる点では非常にいいことなんですけれども、高齢者同士がいろんな人たちが入ることによって、高齢者たちがほんとうに助け合っているんですね。励ましあったり助け合ったりしながら、ふれあっていく中で、私たちが学ぶ点が非常に多いです。

それと、保育園の子どもたちが遊びに来てくれます。学校のボランティアさんも来て

くださいます。そういった中で、そういう子どもさんたちにふれる高齢者の顔といったらほんとうに優しいんです。そういう中で学校のボランティアさんにしても、この拠点の中で高齢者と物づくりをしたいということで、牛乳パックを集めていすづくりをしているんですけれども、皆さんで地域の人たちに教えてもらいながらいすづくりをして、それを老人会に寄贈したり、また、12月にはその拠点でクリスマス会をやりたいということで、ほんとうに子どもさんたちが主体になってクリスマス会をやってくださったり、1月にはおやきの体験をしたいということで、おやきを焼きに来てくださったり、そういった中で、ほんとうに地域の中でそういう交流ができるっていうことで、私たちもそういった中に入ってふれあいながら、少しずつみんなで元気を共有させていただいております。

これから先ですね、介護保険が導入と同時に限界を乗り越える場所として、町のあちこちにこういう動きが始まったらいいなと思っています。住民参加で介護保険の枠から外れた人、そして、閉じこもり高齢者、痴ほうの高齢者も遊びに来られたらいいなと思っています。

介護予防だとか、自立者の生きがい対策だとか、生活支援の場であってほしいと思っています。場合によっては一人暮らしの高齢者で不安なかたについては、一緒になって泊まってあげられるショートステイの場にもなるんじゃないかなと思っています。

私は今、なによりもこの介護保険の不足を担う在宅サービスの地域拠点づくりが、今いちばん重要だと感じております。新得にもこういったふれあいのコミュニティーがほしいという声をずいぶん聞いてまいりました。そしてそのたびにいろんな動きもしてまいりましたけれども、知恵も汗もお金も出し合って、すべて無償のボランティアはなかなか先に進めないわけです。これからの拠点づくりは責任の持てる有償なスタッフをおいて、じっくりと利用者と向き合っていけるようであればならないと思っています。

一人暮らしの高齢者にとっても、耳の不自由なかたがいらっしゃいます。ふれあいにいきたいんだけど、行きたくても行けないっていうんですね。どうしてって聞きますと、「耳が遠いから人の輪の中に入っても話が全然わからない」って、そういうかたでも、1対1と向き合って話しているとわかるんです。そういうかたたちがほんとうに閉じこもり防止という意味からも、こういう所に来ているんなふれあいができればいいなと思っています。

そのためには立ち上げの支援だとか、それから更に運営費の支援もしていかなければ町民で出して、また更に、その場でおやきを焼くってわけにはいかないわけですから、そういう運営費の捻出もぜひ態勢づくりをしていただけたら、すぐにもあっちこっちでこういうことが始まるのは目に見えています。そういうことでどうぞよろしく願いしたいと思います。

それから、新得音頭の制作と振り付けについてでございますけれども、早く、何年か前にあるかたから踊りの発表会に地方を訪れたときに「発表会が終わる最後にね、舞台と会場からその開催した地元の音頭でもって盛り上がった」って、「すごく充実感を味わって帰ってきましたよ。新得には新得音頭がないんですね」ということを聞かれました。そして私もいろいろ調べまして、新得には新得小唄というのがたくさんいろいろとあるんです。曲も聴かせていただきました。聴かせていただきましたけど、その中でいろいろな関係者のかたにいろんなお話しもしてまいりました。ですけれども、なんにもできないままに今日にきております。

そういった中で新得音頭をぜひ作っていただいて、ふるさとを誇れるいろんなところでみんなが踊れる。そういったかたちができればいいなと感じております。今、新年会だとか楽しい催しの場には参加者みんなで最後楽しめる、そして輪ができるものとして盆踊りが会の締めくくりに使われております。ぜひこの機会に新得音頭の制作と振付をして、いろんなところで更に楽しめるようにしていただきたいと思います。

これから地方からもいろんなかたたちが新得に入ってくられると思います。イベントなどで踊りを通してすぐに新得の町民と仲間づくりできるのは、これしかないんじゃないかなとそう思っております。高齢者にとっても非常に仲間づくり、そして生きがい対策の場であったり、また、自立、自分の居場所があるんで、そういう中に参加することによって、そういったかたちの中で去年の花笠音頭のパレードの次の日、すぐにふれあいに集まりまして、皆さんで参加していたかた、また、参加できないで沿道で見ていたかたも含めましてね、ビデオを見て盛り上がっておりました。

そういった地域の仲間づくり、そして生きがいづくりにつながるものと確信しておりますので、ぜひ、まちづくりの活性化に役立てていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

ただいま廣山議員のご質問にありましたように、屈足地域におきましては地域の有志のかたがたが中心になられまして、ふれあいコミュニティーということで、ここ何年間が非常に素晴らしい実績をあげてきていると見ておるところであります。

これから高齢化の時代でありまして、高齢化であるがゆえに孤独に陥ったり、あるいは健康に対する不安と、いろんな課題が山積をしておりますが、そうした中であって、そうした人たちを取り込んでですね、地域を挙げてこれを自立支援を支えていただいているということは、たいへん有り難いことでもありますし、また将来に向かって理想的な在り方だと考えております。

そのことが、介護保険にかかる前の段階としての大きな役割を果たしていただくことにもなりますし、あるいはまた、最近大きな課題になっております高齢者のかたがたの医療費の増高というふうな面をもですね、そうした活動の中でいい状況が作り出していただけになるのではないかと、そのように考えております。

そうした中で、町といたしましても、そうした民間のかたがたが中心になって、その受け皿になっていくというふうな態勢が整ったところについては、なんとかハードの整備についてのご支援を申し上げていきたいと考えているところであります。

今、お話ございましたように、ボランティアというのは私は有償の時代にかかっていると考えておりますし、あるいは住民のかたがたからのお話としてはですね、そうしたボランティアを時間の点数制っていうんでしょうか、そういうことで累積をしておいて、後に自分がやむなくそうした支援を受けるときに、それを逆にボランティアで動かしていただくような方法を検討してはどうかというご意見もありまして、したがって、その有償、あるいはボランティアの点数制というふうな両面を検討しながらですね、それは利用するほうの側が選択できるような、そういう方法もこれから検討していく必要があるのではないかと考えております。

そこで、その宅老所を運営するにあたっては、当然費用がかかってまいりますので、そうした面の問題も考えながら、どういうふうになればいいのかということがこれから

の課題になるかと考えております。私は介護制度でものを考えた場合は、ある程度将来的に事業者としてのそういう役割を果たしていただくことも、一つの方法ではないかと思うわけであります。

そこでこの宅老所に関連いたしまして、国もそういう自立支援ということに対する施策を打ち出しているようであります。したがって、今お話のある点について、そういう国の制度の適応が受けることができるかどうか、十分に検討していきたいと思っております。考え方といたしましては、5年程度の中期的な期間、そうした運営費にかかわっての支援があるように聞いておりますので、その内容をより吟味をしていきたいと思っております。

その先については、さきほど申し上げましたこの有償という観点も含めて、あるいはまた事業者としての観点も含めて、ご検討もいただかなければならないのかなというふうに思っているところであります。ぜひ町内におけるひとつのモデル的なケースとして、これがうまく成功していきますと、他の地域にもその波及効果が出てくるのではないかと考えておりました、これから新しい介護保険という制度を運用していくわけでありますので、それを住民のかたがたで補完をしていただくというふうな意味からいって、たいへん有意義なことだと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 新得音頭の関係でお答えをさせていただきたいと思えます。

花笠音頭パレードにつきましては、短期間の取り組みということで始まったわけでありますけれども、多くの皆さんがたにご理解をいただきまして、150人というですね、大きな踊りの輪ができたということでございまして、見ていただいた町民の皆さんがたもちろんでございまして、参加をされた皆さんがたもたいへん充実したひとときを送れたんじゃないかなというふうに思っております。そんなことがきっかけになりました。今回、ぜひそれを更に町民サイドでですね、取り組んでみたいというお話でございまして、たいへんけっこうなことだというふうに思っております。

今、議員さんからも新得には音頭がないという話がございましたけれども、現在、民謡としてあります新得小唄というのは、戦後まもなくといいますが、たいへん古いものになっているわけでありまして、今の時代に合う音律かどうかというようなことも考えていきますと、踊りも含めて検討を要する内容かなというふうに思っています。

こういった機会にですね、こういう盛り上がりも出てきておりますので、どういったものがあるのか、また、町民の中からもぜひそういうようなものがあるといいなという声もちょうだいをしておりますし、一方ではよさこいソーランほどの動きの激しい踊りといいますが、これにはついていけないけれども、もう少しゆったりしたものであればやってみたいというような希望もあるようでございますので、なんとかかたたちにできるようにですね、文化関係の皆さんがたともまた、話し合いをしたり、具体化に向けて検討させていただきたいというふうに思っています。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

[7番 菊地康雄君 登壇]

7番（菊地康雄君）

1．大雪山系の世界遺産登録について

平成12年度定例第1回町議会最後の質問をさせていただきたいと思います。

さきほど町長のお話にもありましたとおり、今、国そして地方合わせて540兆円という大きな財政赤字を抱え、この財政危機という観点から今、町村合併などまちづくりの根幹にかかわる大問題が急浮上しております。

これは今後のまちづくりの方向性を定めるのにたいへん大きな困難が予想されると思います。しかし、たとえ町村の合併をするにしましなくても、町が消滅するわけではありませんので、むしろそれどころか逆にその存在感をより明確に出していく必要があると思われま

す。その観点から特に21世紀に向けての新たな地域づくり、まちづくりのテーマを模索するときに、町として必要不可欠な行政の基本的姿勢についてということで、3点のご質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、大雪山系の世界遺産登録についてということであります。

旭川を中心として、上川管内の市町村の共同取り組みにより、大雪山系の世界遺産登録を目指す動きがあるようであります。現在、国内では10件、そのうち自然遺産としては秋田、青森にまたがる白神山地、鹿児島県の屋久島の2件が登録されているようであります。この動きについては北海道としても登録には前向きな方向を打ち出しているということであります。

私としては、この件についてはテレビ等で見る限り別世界の話かなという感じでありましたけれども、いざこの身近に世界遺産登録の話が出てきておりますので、これに対して新得町のもっている情報及び今後の方針についてお伺いしたいと思います。

2. 新エネルギー導入に対する考え方について

次に、新エネルギー導入に対する考え方についてということでお聞きしたいと思います。

エネルギー利用の見直しについては原子力の問題も含め、全国的な傾向であると思われま

す。身近においては帯広市が環境基本計画を策定し、排ガスの抑制など地球環境保全のために新エネルギーの利用促進を定めているという話を聞いております。新得町でも過去においては公営住宅などでのソーラーシステムによる給湯、あるいは風力発電の取り組みがあり、先進的な試みは現在でも評価されるに値すると思っております。残念ながら、この取り組みは時期尚早であって、決していい結果を生んだわけではありませ

ん。しかし、現在ではこれらに対する技術が進歩し、そのうえフロンガス、温暖化ガスなどの排出、あるいは家畜のふん尿による環境の悪化も心配されております。

十勝管内の町村のこれらに対する取り組みも盛んになっている現在、太陽光発電、バイオエネルギーの利用などに、新得町として遅れをとることはできないと思います。現在、新得町として新エネルギー導入に対して、どのような考え方を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

3. 将来のまちづくりに向けて職員の企画立案能力向上の機会について

次に、将来のまちづくりに向けて職員の企画立案能力向上の機会についてということでご質問したいと思います。

地方分権一括法の施行に伴い、20を超える町条例の改廃が必要となっております。過日の報道によると、条例案の作成を巡って自前で行った町村と、委託で行った町村とがあるという結果が出ておりました。それぞれに長短があるというふうには考えられま

すけれども、その中で言われていた委託派の新得町として、町政執行における職員の企画立案能力向上の機会を逃したことになるかどうかと思っております。

新得町では全般的に委託することが多いという感じをしておりますけれども、特に町長の執行方針にもあるように、ソフト化を重点に自立したまちづくりを目指すとき、将来において、そのことがマイナスになるのではないかと心配している次第であります。町長の見解をお伺いいたします。以上よろしくお願いたします。

[7 番 菊 地 康 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

先日の新聞で、旭川市をはじめとする上川中部1市8町が、大雪山系をユネスコ世界遺産への登録を目指し、活動を開始する旨の報道がなされたところであります。

世界遺産とは、世界遺産条約に基づきまして、世界的に顕著な普遍的価値を有する記念物・建造物群・遺跡・自然の地域を世界遺産リストに登録するものでありまして、我が国では、「法隆寺地域の仏教建造物」以下8件の文化遺産と、自然遺産といたしましては「白神山地」、「屋久島」の2か所が登録されているところであります。

大雪山系を世界遺産にという話題は、昨年3月、本町も加入しております、大雪山国立公園連絡協議会総会の中で提起をされまして、協議会として研究会やあるいはフォーラムへの参加、屋久島の視察を行いながら今日に至っているところであります。

そうした中で、上川側と十勝側においては取り組みに若干温度差があるのも事実でありまして、同協議会東大雪連絡会に加入する十勝側の4町といたしましては、今後の推移を見守りたいというのが大勢を占めているところであります。

本町といたしましては、大雪山連絡協議会のすう勢を見極めながらも、本町に位置いたします、十勝川源流部原生自然環境保全地域をはじめとする貴重な自然環境や、今後登録のあかつきには必要になるであろう世界遺産の維持管理上からも、例えば、国立公園管理官事務所、あるいは国立公園ビジターセンターの誘致などを視野に入れるとするならばですね、関係市町村との連携は不可欠になるものと考えております。

いずれにいたしましても、世界遺産として登録されますと、メリットあるいはデメリットは当然あるわけでありまして、当面は活動が始まったばかりのことですので、今後情報収集に努め適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、新エネルギーの取り組みについてお答えをいたします。

新エネルギーにつきましては、本町では他の機関に先駆けまして、昭和54年にスキー場ロッジの風力発電の設置や、昭和55年あるいは56年には公営住宅、学校にソーラーシステムの設置など取り組んできたところであります。

この取り組みの結果といたしまして、コスト的には割に合わず必ずしも成功であったとは言えない状況であります。

しかし、近年新エネルギーに関する機器も改善されてまいりましたし、また、各機関においても更に研究が進められておりますので、それらの情報を入手しながら、本町といたしましても更に研究させて進めていきたいと考えているところであります。

次に職員の企画立案能力向上についてお答えをいたします。

このたびの地方分権に伴いまして、国と地方の関係が従来の上下あるいは主従の関係から対等、協力の関係に変わりまして、より住民本位のまちづくりが求められていくと

ころであります。職員一人ひとりが、そうした視点を地域住民に目を向け、当然であります。地域住民との対話、地域住民の気持ちを理解して仕事を取り進めていくことがなによりも大事なことであります。

ご質問の分権に伴う条例改正につきましては、本町の場合、業者に全面委託をしたのではなくて、町例規集の加除をしている業者に、資料の提出を依頼したものであります。それに基づきまして、条例等のそのものの改正につきましては、職員が個別に検討をいたしまして、今回、今議会で提案している案文を整理したものであります。

今日まで、職員を対象に研修会を開催いたしまして、法務能力の向上に努めてきたところでございますし、今回の方法は決してその機会を逃したものとは考えておりません。今後も研修会の開催等、機会を通じて企画立案能力の向上に努めていきたいと考えております。

また、各種委託につきましては、効率的な事務の執行、また経費の節減などにメリットがあるものについて実施しているところでありますが、その業務内容につきましては、職員自らが、より積極的にかかわっていくことが必要と考えております。今後ともそうした面の指導にも十分、意を用いていきたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） 最初の大雪山系の世界遺産登録ということですがけれども、話題もたいへん大きなことですし、当然、表側と裏側との考え方の違いというのはこれは地域性の違いもありますし、これは当然出てきてあたりまえのことかなと思うわけです。

過去に大雪縦貫道路が環境庁の考え方によって、これが断念せざるを得なかったという経緯もございます。それから、あれは昭和40年代の中ごろだったと思うんですがけれども、それから30年近くがたちまして、当然取り巻く環境も大きく変わってきているわけです。

いちばん大きく変わったのは、自然に対する見方、あるいは保護の仕方ということではないかなと思いますけれども、これを登録をするということによって、この町の観光行政にプラスになると判断されれば、当然積極的に、さきほど町長も言われておりました源生保全保護地域も唯一新得にあるわけですので、裏側の中心になって動いていく必要があるのではないかなと。さきほど今後の動きを見てというお話でしたけれども、一歩進んでですね、積極的に取り組む姿勢を今から見せていただきたいと思うわけです。

先進地の視察も行われているということですがけれども、これが例えば登録の方向に十勝側も含めて一体となって行動したときに、いざ登録するまでにはどの程度の時間がかかるものなのか、その辺、もしご存じでしたら教えていただきたいと思っております。

また、この地域の波及効果ということですがけれども、それが登録されることによってですね、例えばトムラウシ温泉地域の利用に足かせがかかるものなのか。あるいはむしろ逆に、より多くの自然を求めらるお客さんの数を見込めるものなのか。この辺によっても判断が分かれるところだと思っておりますけれども、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、新エネルギーの導入ということで、前向きに検討していただくということなんで、それにぜひおまかせしていきたいと思うわけですがけれども、反面ですね、今、町長の口からは話には出ませんでしたけれども、新得町は水力発電所の数では日本一と。たしか7つでしたか、日本一の町であることも確かであります。

それに、決して水を差すということにはならないと思いますけれども、今、十勝管内でも言われております、この家畜のふん尿によるバイオエネルギーの利用ということについては、やはり前向きに取り組んでいかなければならないと思います。

お聞きするところによると、町内でですね地下水を掘ると、大半が大腸菌の汚染でもって飲用にはならないという話も聞いております。この原因を探っていくと、やはり飼育頭数の数の増加による環境汚染ということも考えられるのかなと思うわけですが、当然その対策費としても大きな金額がかかるわけですし、新得町1町でもってそれに取り組むとか、あるいは各農家がですね、そのエネルギーを取り込むためにいろいろな設備をすとかということで、可能なかどうなのかわかりませんが、いろいろな報道によりますと十勝のふん尿をすべて集めて発電したとすると、150万キロワットの原子力発電所1基分に相当する、相当大きなエネルギーを得られると。

当然、全部まとめたときということですので、新得町だけでそれを考えることがいいのかどうなのかわかりませんが、ぜひ町民の側にもはっきりとわかるようにですね、この研究態勢というものを明らかにして、研究進めていただきたいものだと思うわけです。

次に、将来のまちづくりに向けての職員の企画立案能力向上の機会ということですが、決して全面委託したわけではないので、機会を逃しているとは思えないというお話でした。ただ町民として報道を見ると、その短い文書の中に表れていることをそのまま受けとめるという機会が多いわけですから、今回は全面委託というふうに見ている町民のかたも多くいると思います。

委託しているかしていないかという二者択一の答えでしたので、それも致し方ないとは思いますが、特にこの町がどのように評価されるかということについては、町民としてはたいへん気になるところでありますので、自らが考えてやっているという姿勢を、ことあるごとに表に出していただきたいと、こうお願いしたいわけです。

特に先進的に取り組んだ姿勢をPRするということがですね、長い目で見ると、例えば町の分譲したときによりたくさん、あるいは意識を持った人たちに来ていただける。それは長い意味で、この21世紀のまちづくりを考える大きな資産にもなりうるという可能性もありますので、そのようにぜひお願いしたいわけですが、再度意気込みのほどをお聞かせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

1点目の大雪山の世界遺産登録の問題でありまして、私もこの件については非常に大きな関心をもっておりますし、できればなんとか上川側とですね、歩調を合わせながら国内に誇る名山でありますし、またすばらしい自然が依然と残されている山でありますので、ぜひとも十勝管内の大雪山、いわゆる裏大雪に位置する4町村とのですね、連携をとりながらこの問題は取り進めていくことがいいのではないかと、基本的にはそのように思っております。

今、人々の価値観というものは非常に変わってきておりまして、そうした面ではこの自然なり貴重なものを保存していくということは、これからの時代に非常に大切なことではないかと思っております。

そこで私どもも、つい最近の報道でありまして十分まだ勉強に至っていないわけですが、そうした世界遺産に登録をするうえにおいてですね、あるいはされたあかつ

きに、この国立公園内でのいろんな制限というか規制と申しましょうか、そういうものがどういうふうにかかっているのかということが、実はまだ私自身はわかっておりません。そのことの関連がトムラウシ温泉への影響が、どちらにでるのかということにもつながるわけではありますが、私はやっぱり北海道に世界遺産登録しているものはないわけですので、そうした面からいきますと、非常に大きなインパクトを与えるのではないかと。

それが逆にトムラウシ温泉へのいい影響、あるいは本町全体にとってもいい影響がでる可能性が非常に高いのではないかと考えているわけであります。

問題はやはり規制の問題がどう拘束されていくかと、この辺を十分勉強しながらですね、十勝管内のこの裏大雪に位置する4町との連携を図っていく必要があると考えております。

それから2点目のいわゆる新エネルギーの問題であります。これからの時代、原子力発電等についてもいろいろ課題もあるようでありまして、そうしたエネルギーをどこに求めていくかというのは、これはやっぱり国民的な大きな課題だと考えております。

そうした中で、ただいまご指摘ありますように、家畜のふん尿を使って、そうしたバイオガス等をエネルギーに変えていくということが可能になれば、非常に理想的でありますし、あるいは本町の農業にとっても非常にいいことではないかと考えております。

そこで一つ目には、畜産試験場が今度は拡充再編されまして、北海道畜産試験場というふうに名称も変わるわけではありますが、この試験場自身がですね、このバイオガスの研究に取り組むと聞いております。

したがいまして、私どもの身近なところにそうした研究の成果を見ていくことができるのではないかと考えておりますので、そうしたものも、ぜひ参考にさせてもらいたいと思っております。

ただ、この新エネルギーを考える場合に、コストとの兼ね合いがどうしてもなかなかクリアできないという根本的、致命的な問題も実はあるわけであります。そうしたものをこれからの研究開発によって、どう展望がつけていけるのかということに対しましても、私自身も興味を持っております。

また、畜産農家のかたがたにおきましては、ご指摘ありますようにそうした自然環境への影響ということから、畜産農家のふん尿処理に対してはですね、向こう5年間に一定の手立てを講じていかなければならないということで、これは法律事項でありますから、そうした問題にも町としてもいろんなかたちで、この問題をクリアしていく努力をしていかなければならないと考えております。

そうした中で、この新エネルギーとのかかわりの中でですね、このふん尿処理対策というものに取り組んでいけるのかどうか、十勝管内あるいは道内的にも、若干そうした面で取り組んでいるところもありますので、そうしたところの状況というものを十分研究させていただきながら、このふん尿処理対策との関連が可能かどうかですね、検討をしてみたいと思っております。

それから3点目にございます、職員の企画立案能力の問題であります。

このことは、非常に大事なことでありまして、私どもも日ごろ職員の皆さんがたにいろいろ課題や宿題は預けながら、本町発展のいろいろな知恵を出していただいております。本町の職員数は近隣町村、あるいは他町村と比較いたしましても、非常に少数精鋭といいたしまししょうか、絶対数が厳しい中であって、それぞれの立場で私は努力をしている

と自負いたしております。

しかし、必ずしも十分な状況であるかと言われますと、まだまだ今後とも努力が必要だと思っております。

そこで、先般新聞に条例改正を簡単に言えば、自力でやったかよそに委託したかと、それはここの町とここの町だという記事が出まして、私も実はいたく衝撃を受けました。早速、翌日その調査をいたしましたところが、例規集類を取り扱っている会社にその項目の点検をしてもらったということでありまして、それ以外はすべてですね、職員が自ら条例改正に取り組んだということが明らかになったわけでありまして、ある意味では報道の怖さというものはあるわけでありまして。

今、子どもが見ている範囲では、職員がそれぞれの立場でいろんな知恵や努力をしながら、そうした政策立案能力の向上に努力しているものと考えております。しかし、なおいっそうですね、努力をしていかなければならないという認識をもっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） 1番目の世界遺産登録についてですけれども、確かに今、言われるように規制の問題と、それから登録されたときのPR効果ということで、天びんにかけてときにどちらが重いか軽いかという判断になると思うんですけれども、今それをはっきり示せといっても、これからの課題ということになると思いますので、このPR効果がどの程度まであるのかということも含めて検討していただきたいと思います。

それと先進地を視察した中で、遺産登録の申請から実際の登録までに、どのぐらいの時間がかかるかということについてのお答えがなかったわけですが、何十年もかかるものなのか、あるいは、数年単位でそれが可能となるものなのか、国内を見ても自然遺産としては3か所目ということですので、知床かあるいは大雪山かということでの引き合いはあるかもしれませんけれども、もし、このPR効果があるというふうな判断をされれば、やはり前向きに取り組んでいただきたいと思うわけです。

さきほどの質問の中でちょっと言いましたけれども、私も世界遺産がテレビで放映されるのを見てですね、それはまさか身近にそんな対象になるものがあるというのは夢にも思っていなかったという、ちょっと勉強不足なところもありますけれども、一般の目から見ても、それに値するということが新聞報道の中でも明らかになっておりますのでぜひ前向きな取り組みをしていただきたいと思うわけです。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 私も菊地議員と同じ気持ちでありまして、こんな身近なところにそうした貴重な財産を有していると。あまりにも慣れ過ぎているが故にですね、うとくなっていたというふうな気持ちを持っております。

登録することによってのいろいろな規制をはじめとする問題もあるかと思いますが、しかし、これが仮に世界遺産に登録されますと、そんな規制どころの問題でなくてですね、もっともっと大きなアピール効果が生じてですね、それが本町にとっても非常にいい状況をもたらすのではないかという気持ちを持っておりますので、ぜひそうした指定に向けての努力を、十勝側ではもっと主体性を発揮したかたちですね、これに取り組んでいくことが必要ではないかなと、そんな気がいたしております。

それから指定に至るまでの年数の問題ではありますが、必ずしも長い年数ではなくておおむね数年程度ではないかということのようでありまして、仮にこれをほんとうに地

域を挙げて上川側と連携をして取り組めば、そして一定の手続きが出来上がればですね、例えば2年とか3年とか、そういう期間内に登録を受けるということが、過去のほかの地域の経過から見る限りでは可能かなと、そんな感触を持っております。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、3月17日から3月22日までの6日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、3月17日から3月22日までの6日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 13時57分）

第 3 日

平成12年第1回
 新得町議会定例会（第3号）
 平成12年3月23日（木曜日）午後3時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|----------------|----------------------|----------------------------------|
| | | 諸般の報告（第3号） |
| 1 | 議案第13号から 議案第16号まで | 地方分権一括法に関する条例審査特別委員会の 審査結果報告書 |
| 2 | 議案第17号から 議案第35号まで | 予算特別委員会の審査結果報告書 |
| 3 | 議案第36号 | 財産の取得について |
| 4 | 議案第37号 | 財産の無償貸付について |
| 5 | 議案第38号 | 町議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について |
| 6 | 議案第39号 | 所管事務等の調査について |
| 7 | 意見案第1号 | 審査結果について |
| 8 | 意見案第2号 | 審査結果について |
| 9 | 意見案第3号 | 審査結果について |
| 10 | 意見案第4号 | 審査結果について |
| 追加日程 (議長発議) | | 町の懸案事項促進要望のための議員派遣について |

会議に付した事件

| | |
|----------------------|------------------------------|
| | 諸般の報告（第3号） |
| 議案第13号から 議案第16号まで | 地方分権一括法に関する条例審査特別委員会の審査結果報告書 |
| 議案第17号まで 議案第35号まで | 予算特別委員会の審査結果報告書 |
| 議案第36号 | 財産の取得について |
| 議案第37号 | 財産の無償貸付について |
| 議案第38号 | 町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第39号 | 所管事務等の調査について |

| | |
|--------|------------------------|
| 意見案第1号 | 審査結果について |
| 意見案第2号 | 審査結果について |
| 意見案第3号 | 審査結果について |
| 意見案第4号 | 審査結果について |
| 追加日程 | 町の懸案事項促進要望のための議員派遣について |

○出席議員（18人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川見久雄君 | 2番 | 藤井友幸君 |
| 3番 | 吉川幸一君 | 4番 | 千葉正博君 |
| 5番 | 宗像一君 | 6番 | 松本諫男君 |
| 7番 | 菊地康雄君 | 8番 | 斎藤芳幸君 |
| 9番 | 廣山麗子君 | 10番 | 金澤学君 |
| 11番 | 石本洋君 | 12番 | 古川盛君 |
| 13番 | 松尾為男君 | 14番 | 渡邊雅文君 |
| 15番 | 黒澤誠君 | 16番 | 高橋欽造君 |
| 17番 | 武田武孝君 | 18番 | 湯浅亮君 |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|---------|---|-------|
| 町 | 長 | 齊藤敏雄君 |
| 教育委員会委員 | 長 | 高久教雄君 |
| 監査委員 | | 吉岡正君 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 助役 | 鈴木政輝君 |
| 収入役 | 清水輝男君 |
| 総務課長 | 畑中栄和君 |
| 企画調整課長 | 長尾正君 |
| 税務課長 | 秋山秀敏君 |
| 住民生活課長 | 西浦茂君 |
| 保健福祉課長 | 浜田正利君 |
| 建設課長 | 村中隆雄君 |
| 農林課長 | 斉藤正明君 |
| 水道課長 | 常松敏昭君 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 商 | 工 | 観 | 光 | 課 | 長 | 貴 | 戸 | 延 | 之 | 君 |
| 児 | 童 | 保 | 育 | 課 | 長 | 富 | 田 | 秋 | 彦 | 君 |
| 老 | 人 | ホ | 一 | △ | 所 | 長 | 尾 | 直 | 昭 | 君 |
| 屈 | 足 | 支 | 所 | | 長 | 高 | 橋 | 昭 | 吾 | 君 |
| 庶 | | 務 | | 係 | 長 | 武 | 田 | 芳 | 秋 | 君 |
| 財 | | 政 | | 係 | 長 | 佐 | 藤 | 博 | 行 | 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | | 育 | | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 | 君 | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 健 | 治 | 君 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 高 | 橋 | 末 | 治 | 君 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 | 君 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

○職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 裕 | 二 | 君 |
| 書 | | | 記 | 桑 | 野 | 恒 | 雄 | 君 | |

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

（宣告 14時59分）

諸般の報告（第3号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第13号から議案第16号まで 地方分権一括法に関する 条例審査特別委員会の審査結果報告書

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議案第13号から議案第16号までを議題といたします。

本件について別紙、地方分権一括法に関する条例審査特別委員長の審査報告は原案可決であります。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本件については委員長の報告どおりと決しました。

日程第2 議案第17号から議案第35号まで 予算特別委員会の審査 結果報告書

議長（湯浅 亮君） 日程第2、議案第17号から議案第35号までを議題といたします。

本件について別紙、予算特別委員長の審査報告は原案可決であります。

本件については質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、本件については委員長の報告どおりと決しました。

日程第3 議案第36号 財産の取得について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第36号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長、貴戸延之君。

[商工観光課長 貴戸延之君 登壇]

商工観光課長（貴戸延之君） 議案第36号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

取得物件の明細でございますが、屈足柏町東2丁目2番地10、宅地3,387.46平方メートル。同じく屈足柏町東2丁目2番地10、共同住宅、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建、1階の面積が、140.81平方メートル、2階の面積が、583.19平方メートル、3階の面積が、583.19平方メートル。

取得の目的といたしましては、賃貸用住宅ということでございます。

取得の予定金額が1,572万2千100円、うち消費税が72万2千100円となっております。

取得の相手方につきましては、東京都豊島区東池袋3丁目1番1号、株式会社西洋環境開発、代表取締役社長太田紘でございます。

次のページ以降、今回取得をいたします物件につきまして、参考資料として各土地の所在、それから取得物件の平面図、立面図等を添付いたしてございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[商工観光課長 貴戸延之君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 財産の無償貸付について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第37号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、浜田正利君。

[保健福祉課長 浜田正利君 登壇]

保健福祉課長（浜田正利君） 議案第37号、財産の無償貸付についてご説明いたします。

1、財産の表示。（1）土地。所在地、新得町西2条南3丁目2番3。種別、宅地。面積、3,170平方メートル。

（2）建物。所在地については土地と同じであります。種別、診療所。構造、鉄筋コンクリート造2階建。面積、延べ1,087.15平方メートル。

（3）備品。いす44脚、以下合計137点。

2、貸付の目的。診療所経営のため。

3、貸付の期間。平成12年4月1日から平成12年8月31日まで。

4、貸付の相手方。新得町西2条南3丁目2番地、医療法人社団榮羅館、理事長杉目正尚氏であります。

なお、医療法人社団榮羅館とは本年3月31日までの契約であり、その後は町内での開院予定で準備を進めておりましたが、大幅な設計変更等により開院が遅れることが確実となり、そのことによりまして貸付期間延長の申し出がなされました。それを受けまして、これまでの10年間、また、今後の地域医療に対する貢献を考えまして本議案を提案いたしております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[保健福祉課長 浜田正利君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川幸一君。

3番（吉川幸一君） 単純な疑問なんですけれども、備品についてでございます。

この掃除機ですとか、ビデオですとか、冷蔵庫、それからいす等はですね、常にぶっ壊れるものじゃないかなと思うんですね。もうテレビなんかも、10年たったらうちは完全に終わりなんですけれども、これは何年まで備品で貸し付けなんていって台帳に残るのかなっていうのがあります。古いものはですね、落としていかなかったらいつまでたっても備品で残るんじゃないかなって思うんですが、ここに載っているものはほとんどもう一般家庭では10年たったら取り替えるようなものばっかしなような気がするんですがどんなもんですか。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） 今回の137点につきましてはですね、耐用年数が長いもので15年といったものも中にはあります。

それで、短いものについてはですね、基本的には償却が終わっているんですけども、あくまでも残存価格が残っているということで、今回この137点に入れさせていただきました。

なおですね、過去いちばん最初は322品貸し付けをしているんですけども、その中には壊れたもの等については、そのときそのときで処分をしているものも中にはございますけれども、今回の中にはそういうものはないということで出させていただきます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 町議会会議規則の一部を改正する規則の制定
について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第38号 町議会会議規則の一部を改正する規則の制定ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案については別にご発言もなければ、これより議案第38号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 所管事務等の調査について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第39号、所管事務等の調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案については別にご発言もなければ、これより議案第39号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第1号 林政の基本問題に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第7、意見案第1号、林政の基本問題に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 意見案第2号 酪農・畜産基本政策の確立及び畜産物価格等に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第8、意見案第2号、酪農・畜産基本政策の確立及び畜産物価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第9 意見案第3号 安心できる農業者年金制度等への再構築に関する要望意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第9、意見案第3号、安心できる農業者年金制度等への再構築に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第10 意見案第4号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第10、意見案第4号、季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程の追加について

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを、この際、日程に追加し議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、この際、町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 町の懸案事項促進要望のための議員派遣について

議長(湯浅 亮君) 町の懸案事項促進要望のための議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

町の懸案事項促進要望のため、本年4月1日から明年3月31日までの間、国内外の関係方面に本議会は議員を派遣することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

町の懸案事項促進要望のため、本年4月1日から明年3月31日までの間、国内外の関係方面に本議会は議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

派遣議員については、要望案件等を勘案して、そのつど、議長において指名いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

派遣議員については、要望案件等を勧案して、そのつど、議長において指名することに決しました。

閉 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成12年定例第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 15時18分)
